



第3期中種子町 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
鹿児島県 中種子町

ごあいさつ

平素より町民の皆様には、本町の福祉行政にご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

全国的に、人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが安心して過ごせる居場所づくり、子育ての孤立化、子どもの虐待、子どもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められています。



国においては、令和5年4月、子どもに関する施策の基盤となる「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども基本法の理念に基づき幅広い子ども施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

本町においても、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもや子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、子どもが夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるまちを目指すことができるように、施策を推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの施策の進捗状況や新たな課題等の分析や検討を重ね、多様化するニーズに対応した子育て施策を推進するため、令和7年度から令和11年度までを新たな計画期間とする「第3期中種子町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の推進においては、基本理念である「共につくる 生きがいに満ちた まちづくり」の実現に向け、4つの基本目標を掲げ、全ての子育て家庭のウェルビーイングの向上を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提案を賜りました中種子町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

中種子町長 田渕川 寿広

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 留意すべき国の基本指針の改正、法改正	2
5 「こども大綱」をめぐる国の動向	3
6 計画の策定方法、策定体制	5
第2章 子どもを取り巻く状況	7
1 現状データの状況	7
2 保護者アンケート調査結果	15
3 保育士等調査結果	36
第3章 第2期計画の実施状況及び本町の課題	41
1 見込み及び実績の状況	41
2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況	46
3 基本目標ごとの評価指標達成状況	60
4 本町の課題	61
第4章 基本理念、基本目標、施策の体系	63
1 基本理念	63
2 基本目標	63
3 施策の体系	64
第5章 基本目標ごとの取組	65
基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり	65
1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援	65
2 地域における子育ての支援	66
基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	70
1 学校の教育環境等の整備	70
2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上	72

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長.....	74
1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援.....	74
2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援.....	75
3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進.....	75
4 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組.....	76
基本目標4 子育てを応援する環境づくり.....	79
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	79
2 地域子育て支援、家庭教育支援.....	80
3 共働き・共育での応援.....	80
第6章 事業計画.....	82
1 提供区域.....	82
2 量の見込み及び確保方策の概要.....	82
3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策.....	85
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	89
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	97
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	97
7 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保.....	98
8 放課後児童対策.....	98
第7章 計画の推進と進行管理.....	99
1 計画の推進体制.....	99
2 計画の進行管理.....	99
資料編.....	100
1 中種子町子ども・子育て会議条例.....	100
2 中種子町子ども・子育て会議委員名簿.....	102
3 用語解説.....	103

【用語解説について】

この計画書の中で、○○○※となっている部分は103～104頁に用語解説を掲載しています。ご活用ください。

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

本町では、令和2年3月に「共につくる 生きがいに満ちた まちづくり」を基本理念とする「第2期中種子町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的にみると、人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが安心して過ごせる居場所づくり、子育ての孤立化、子どもの虐待、子どもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められています。

こうした状況の中、国では、平成27年の「子ども・子育て支援法関連3法」の施行以降、「保育士確保プラン」や「日本一億総活躍プラン」による保育士の確保、処遇改善を目指し、また、平成29年の「子育て安心プラン」では令和2年度末までに全国の待機児童を解消、女性の就業率80%に対応できる受け皿の整備を掲げていました。さらに、平成31年2月の子ども・子育て支援法一部改正に伴い、同年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施され、子どもや子育て家庭を支援する新しい制度の構築を進めてきました。こうした制度を構築し、推進する上で、子どもを権利の主体と位置付けながら「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが基本となっています。

国の動きや社会の動向を踏まえ、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備の方向性を明らかにするため「第3期中種子町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として策定します。

なお、計画策定に当たっては、本町の最上位計画である「中種子町長期振興計画」をはじめとして、地域福祉総合計画、教育大綱、障害者計画、障害児福祉計画等の関連計画との整合を図っていきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。ただし、社会情勢や経済情勢の変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4 留意すべき国の基本指針の改正、法改正

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

【改正の概要】

1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

→新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準※を設定する。

2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

→市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂※（インクルージョン）を推進すること等を規定。

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

→乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置付け等を行う。

4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

→経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置付け等を行う。

5. 産後ケアに関する事業の追加

→産後ケア事業の参酌標準※や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

(2) 子ども・子育て支援法等の一部改正

【改正の概要】

1. こども未来戦略の「加速化プラン」において実施する具体的施策

→児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付の創設、妊婦等包括相談支援事業の創設、乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設、産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付け、施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げ、児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ、ヤングケアラー※を国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付を創設、育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設。

2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設

→こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設

→少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設。

5 「こども大綱」をめぐる国の動向

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

また、子どもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め、解決するために令和5年4月1日に「こども家庭庁」が設立されました。子育てや少子化、児童虐待、いじめなどの分野で従来は内閣府や厚生労働省が担っていた事務を一元化することを目的としています。

その後、「こども大綱」の策定に向けて、「こども家庭審議会」や「こども家庭審議会基本政策部会」等が開催され、様々な検討が行われました。

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしています。

また、令和5年12月22日には「こども未来戦略[※]」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン[※]（はじめの100か月の育ちビジョン）」、「こどもの居場所づくりに関する指針[※]」もあわせて閣議決定されています。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 ～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約^{*}の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

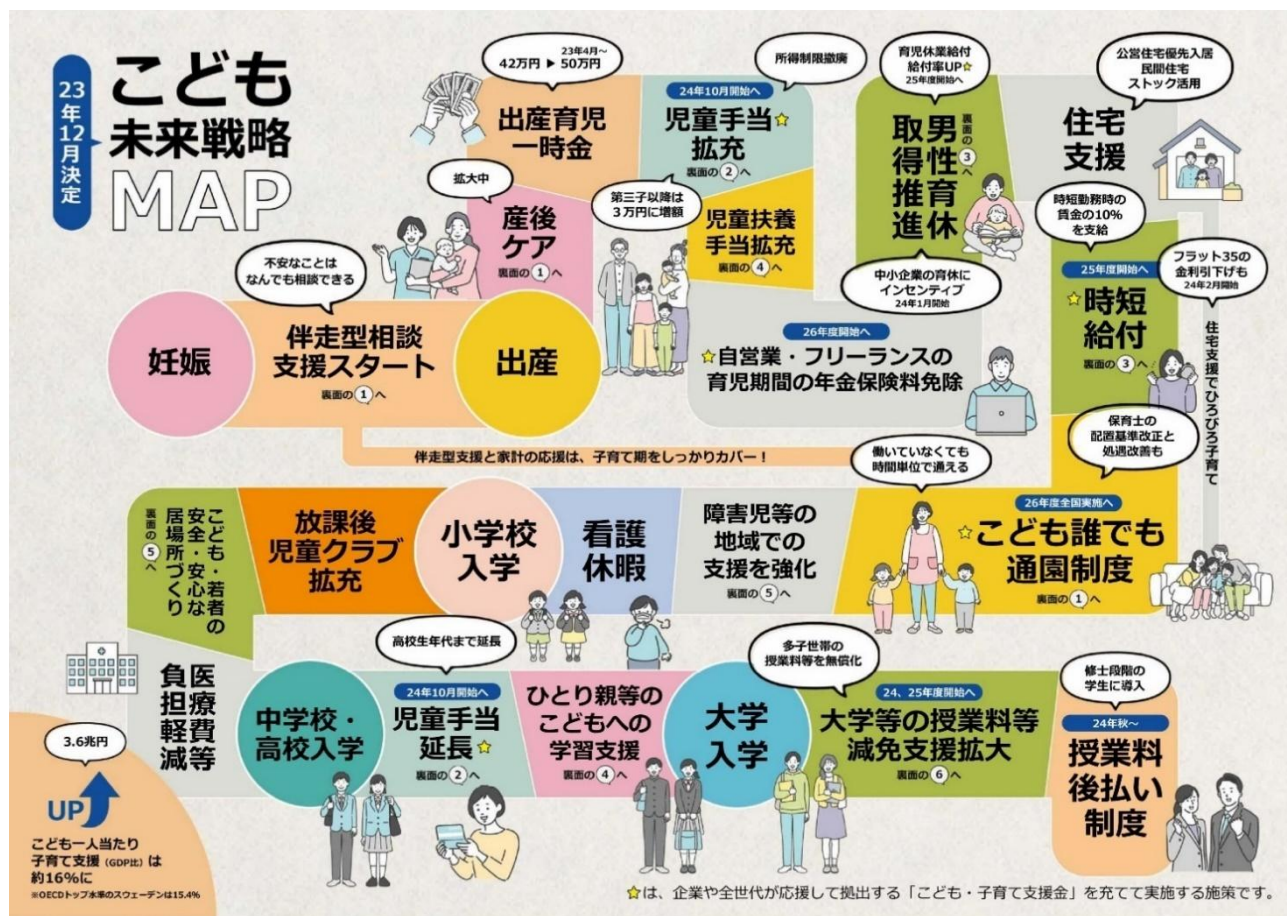
- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えたとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに



幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全てのひとと共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念のつとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓全ての保護者・養育者につながる
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が共育

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点（様々な立場の人がこどもの育ちを応援）
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要

【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全てのひとと共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

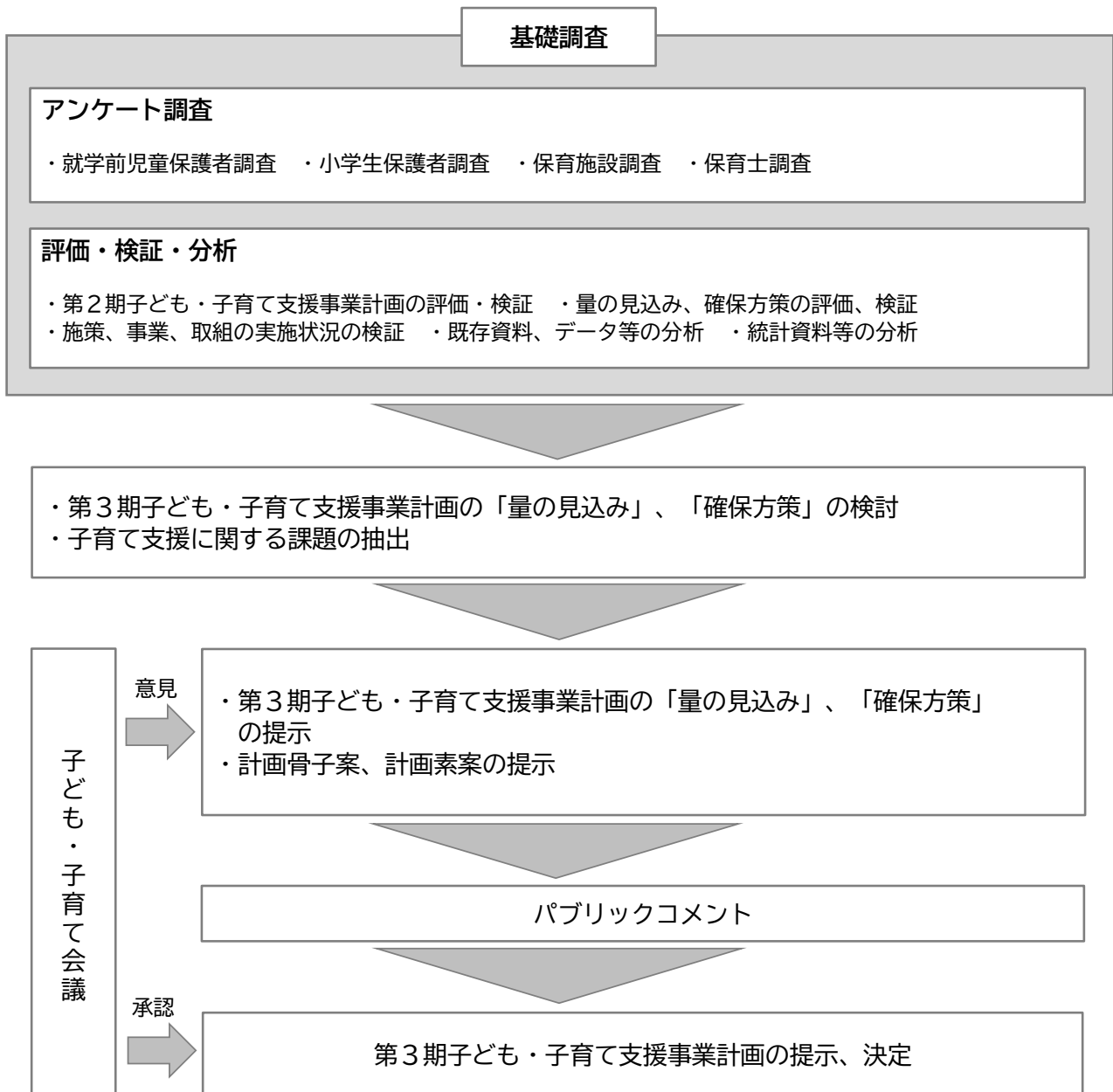
はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

6 計画の策定方法、策定体制

(1) 計画策定方法

本計画の策定方法は下図のとおりです。



(2) 中種子町子ども・子育て会議

本計画は、子ども・子育て支援法第72条の規定に基づく「中種子町子ども・子育て会議」において委員の意見を聴取して策定しました。

(3) 保護者アンケート調査

教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、「必要としている子ども・子育てに関する支援」を把握することを目的として、本町在住の全ての就学前児童保護者及び小学生保護者を調査対象に令和6年1月から2月まで実施しました。

(4) 保育施設及び保育士アンケート調査

施設に通う子どもの状況や保護者に対する必要な支援を把握するため、保育施設及び保育士を対象に令和6年8月に実施しました。

(5) パブリックコメント

本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するため、令和7年2月1日から2月10日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

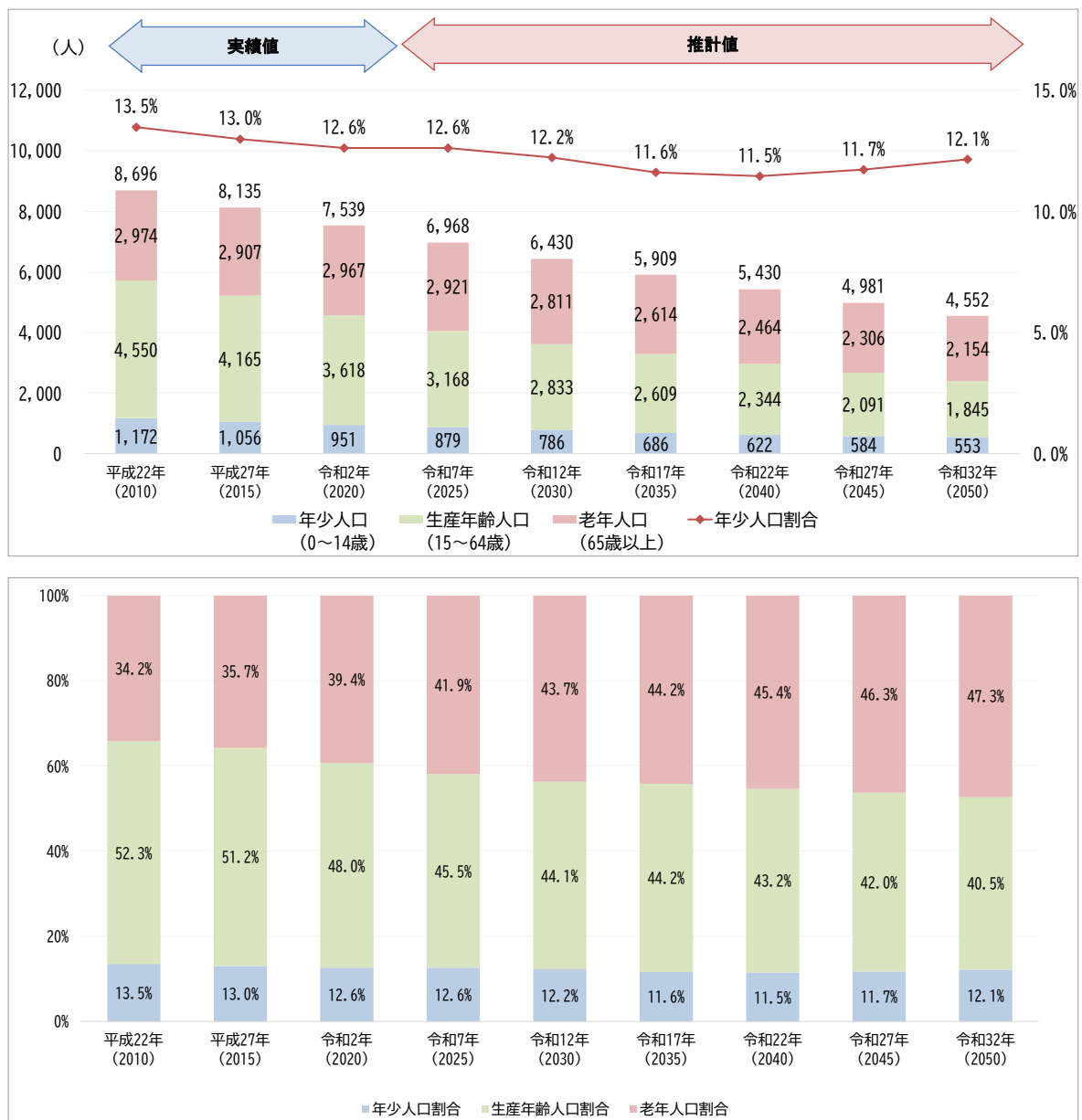
第2章 子どもを取り巻く状況

1 現状データの状況

(1) 人口の推移及び推計

総人口は、平成22年の8,696人が令和2年には7,539人となり、1,157人の減少となっています。

今後、少子高齢化の進展により総人口は減少する予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年の総人口は4,552人、年少人口（0～14歳）は553人、総人口に占める年少人口割合は12.1%となる見込みとなっています。

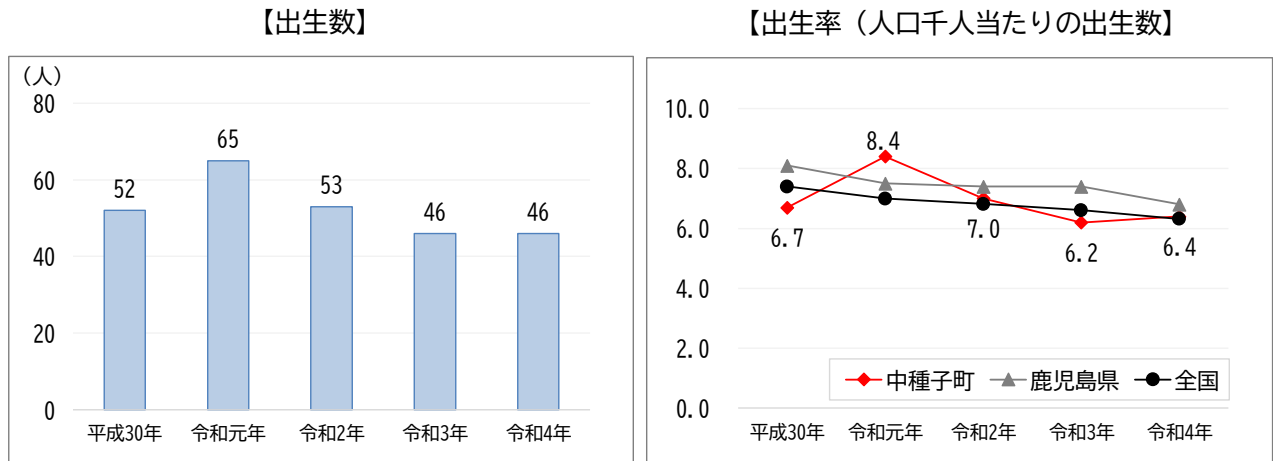


出典：国勢調査（平成22年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和7年～令和32年）

(2) 出生数、出生率の推移

出生数は減少傾向にあり、令和4年の出生数は46人となっています。

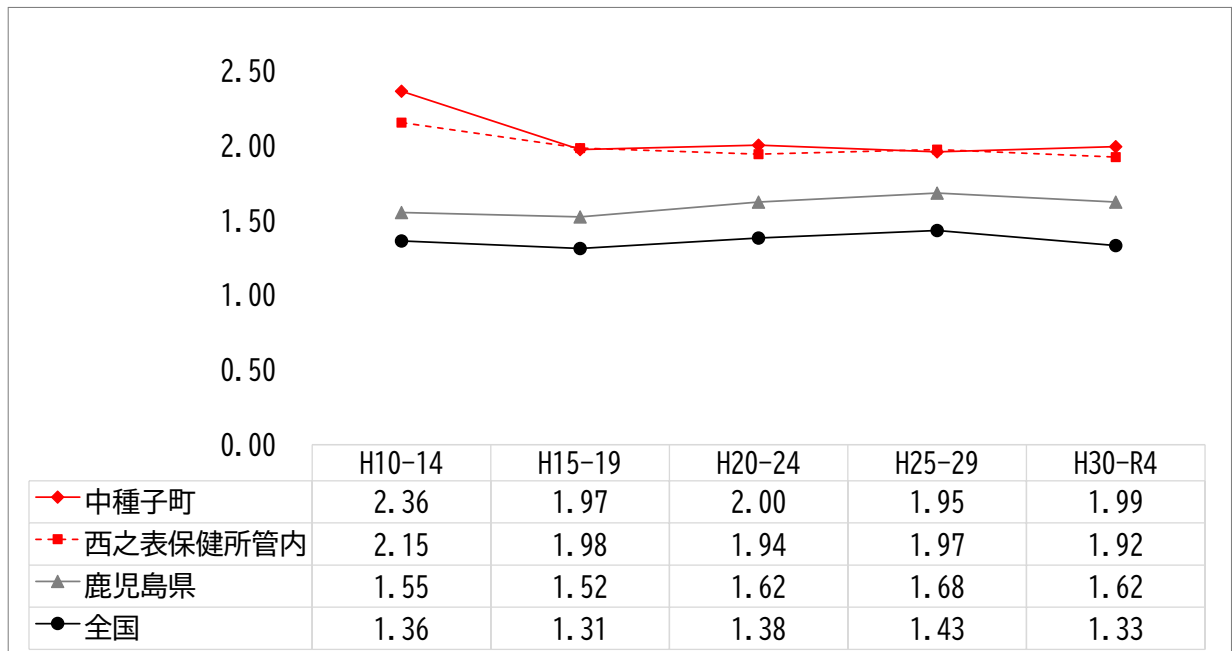
出生率（人口千人当たりの出生数）は、おおむね全国、鹿児島県と同水準で推移しています。



出典：人口動態統計

(3) 合計特殊出生率※の推移

平成30年～令和4年の合計特殊出生率は1.99で、全国、鹿児島県より高い水準で推移しています。

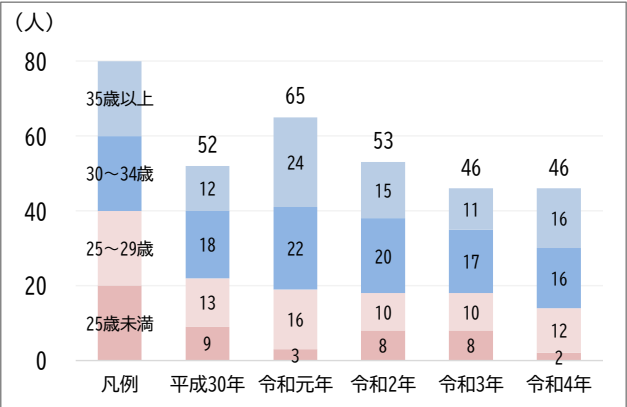


出典：人口動態保健所・市区町村別統計

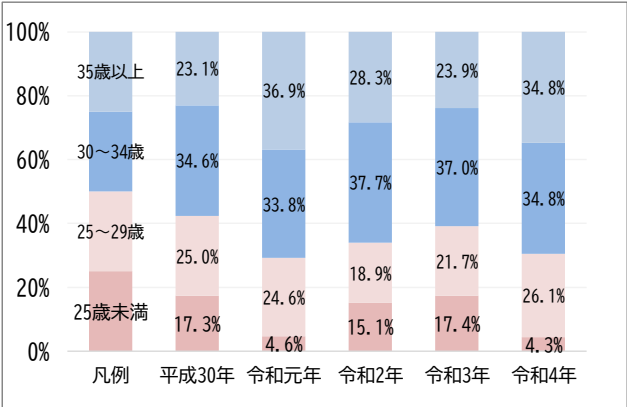
（４）出生数と母親年齢の状況

令和4年に出産した母親の年齢は、30歳以上が約7割を占めています。平成30年以降の状況をみても、30歳以上の割合が高くなっています。

【出生数と母親年齢】



【出生数と母親年齢（構成割合）】

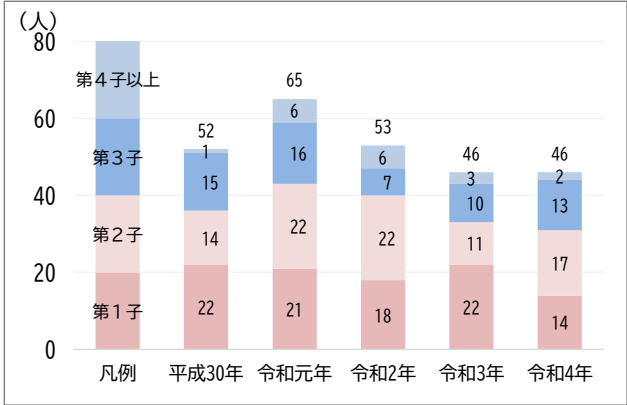


出典：人口動態統計

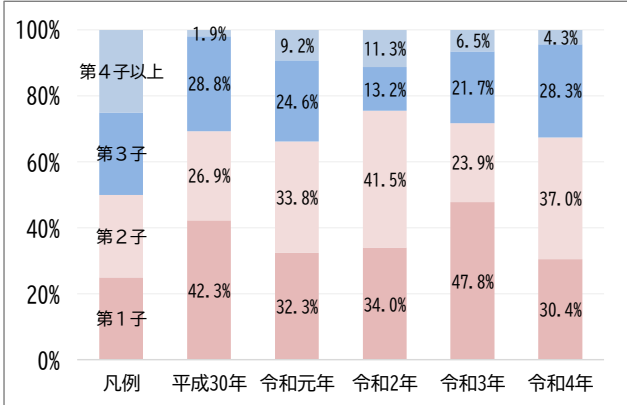
（５）出生数と出生順位の状況

令和4年の出生順位の割合をみると、第1子が30.4%、第2子が37.0%、第3子が28.3%、第4子以上が4.3%となっています。平成30年以降の状況をみると、第1子、第2子の割合が高くなっています。

【出生数と出生順位】



【出生数と出生順位（構成割合）】



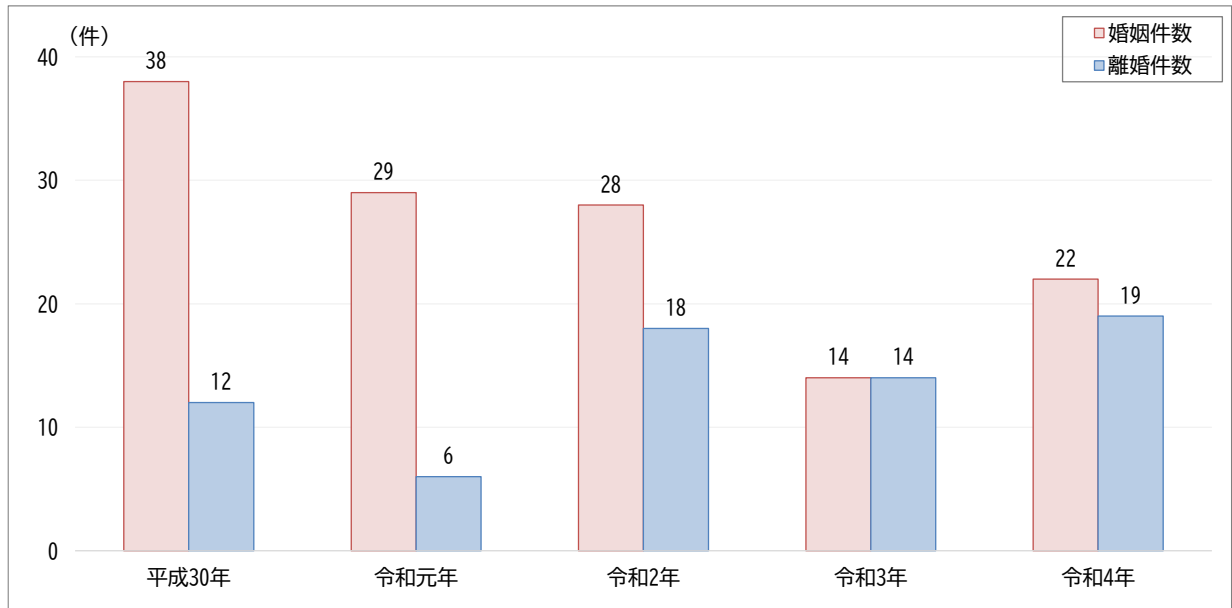
出典：人口動態統計

(6) 婚姻等に関する状況

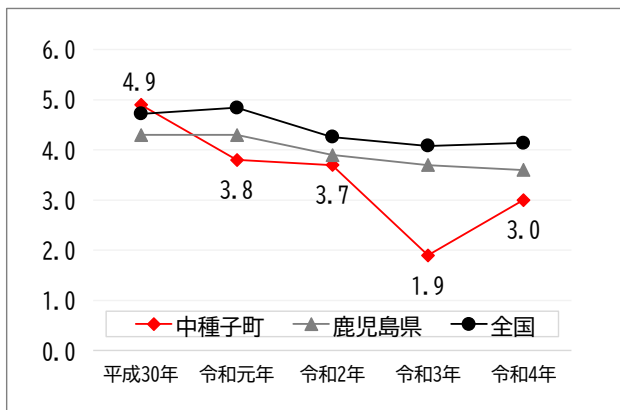
① 婚姻・離婚件数、婚姻率、離婚率の推移

令和4年の婚姻件数は22件、離婚件数は19件となっています。

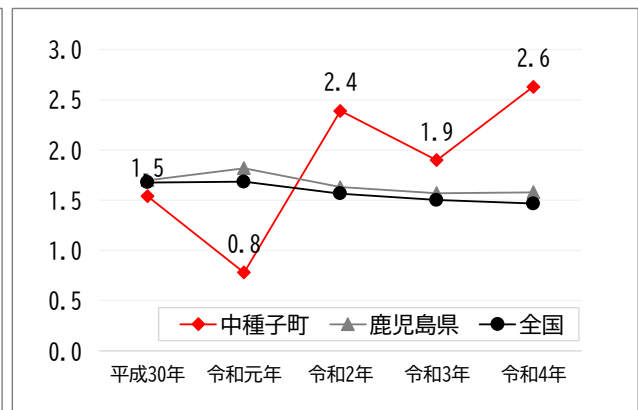
令和4年の婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は全国、鹿児島県を下回っています。一方、離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は全国、鹿児島県を上回っています。近年同様の状況となっています。



【婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）】



【離婚率（人口千人当たりの離婚件数）】



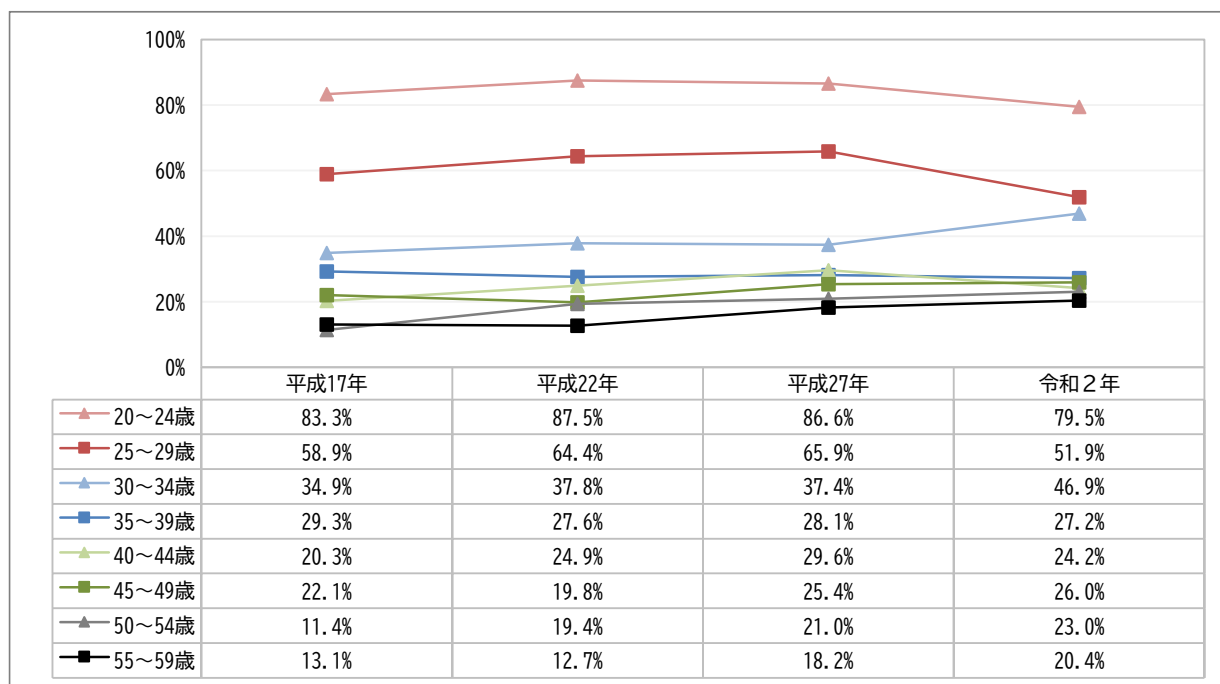
出典：人口動態統計

② 未婚率の推移

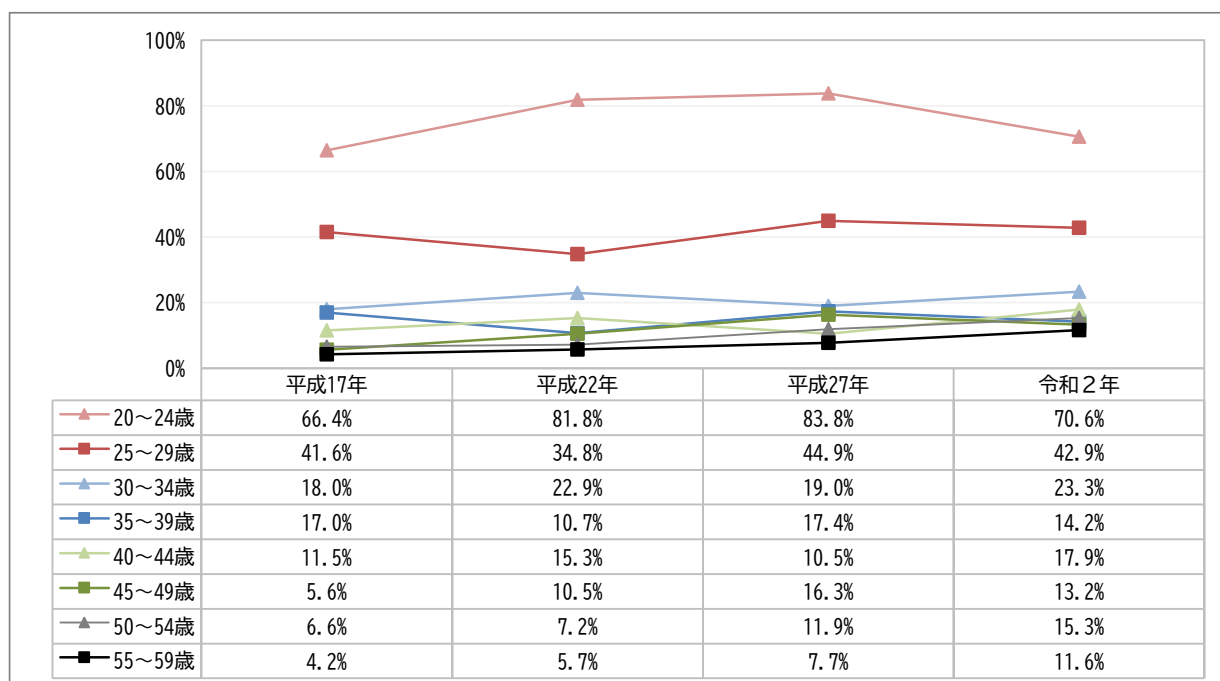
男性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、30～34歳で9.5ポイント上昇している以外は、ほぼ同水準か減少となっています。

女性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、40～44歳で7.4ポイント上昇している以外は、ほぼ同水準か減少となっています。

【年代別未婚率の推移（男性）】



【年代別未婚率の推移（女性）】

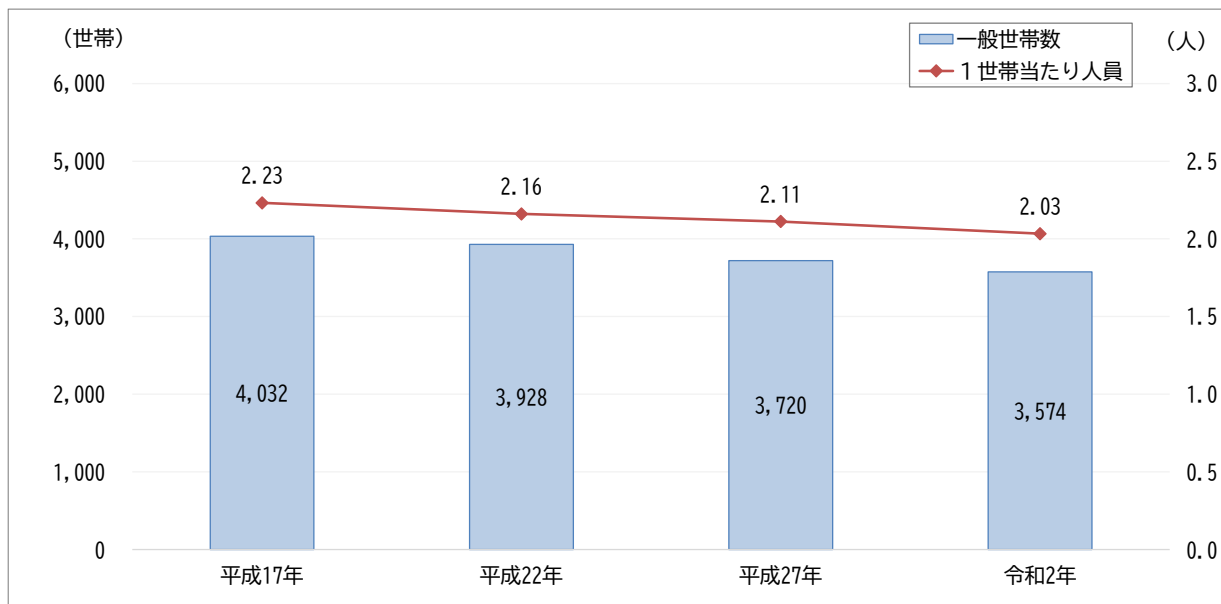


出典：国勢調査

(7) 世帯の状況

① 一般世帯数、1世帯当たり人員数の推移

令和2年の一般世帯数は3,574世帯、1世帯当たり人員数は2.03人となっており、一般世帯数及び1世帯当たり人員数は減少傾向で推移しています。

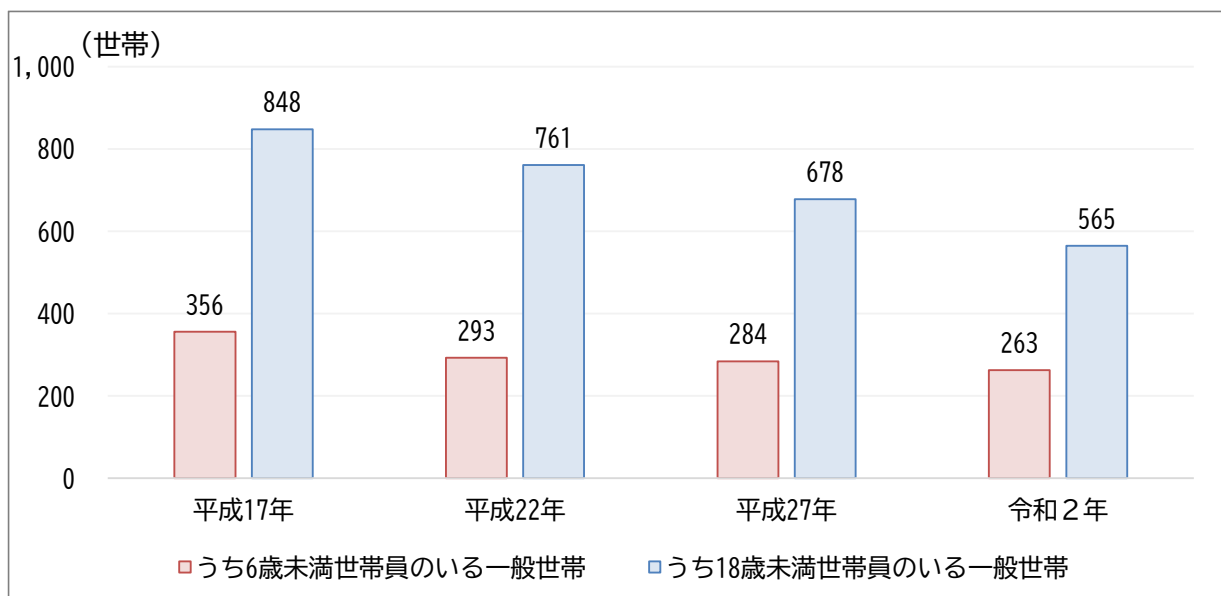


出典：国勢調査

② 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数

ア) 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

令和2年の6歳未満の子どものいる世帯数は263世帯、18歳未満の子どものいる世帯数は565世帯となっており、いずれも減少傾向で推移しています。

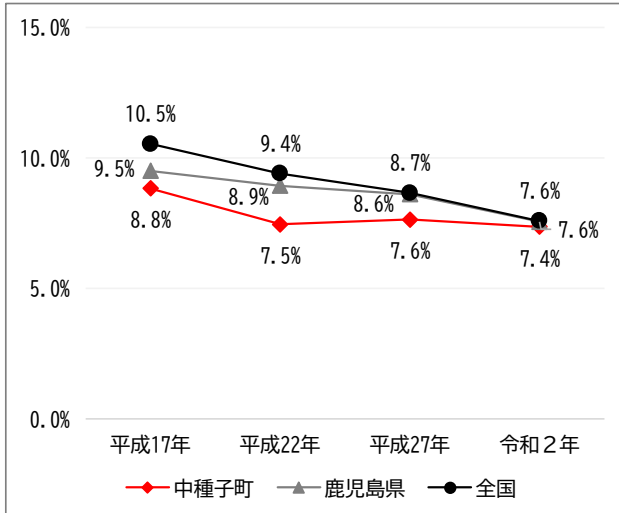


出典：国勢調査

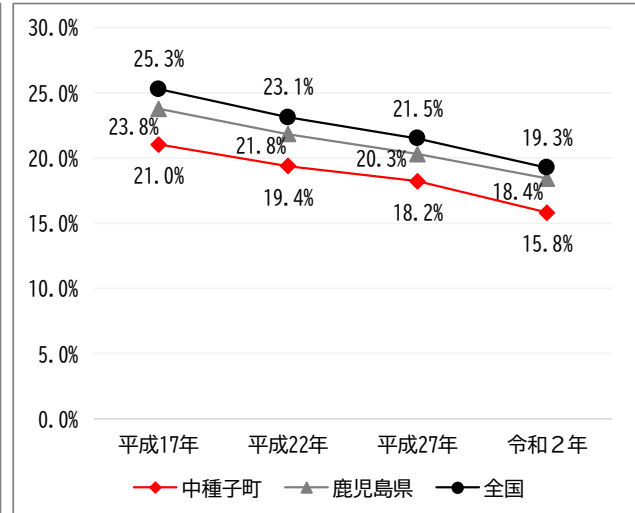
イ) 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の構成割合

令和2年の6歳未満の子どものいる世帯数の構成割合は7.4%、18歳未満の子どものいる世帯数の構成割合は15.8%で、いずれも全国、鹿児島県を下回っています。

【6歳未満の子どものいる世帯数の構成割合】



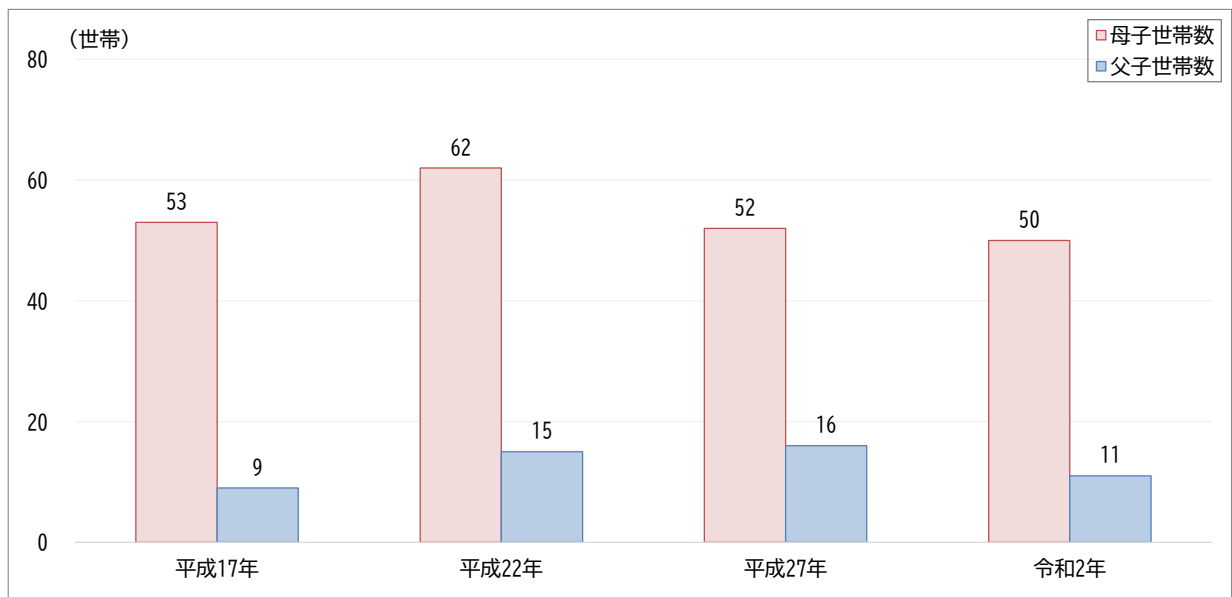
【18歳未満の子どものいる世帯数の構成割合】



出典：国勢調査

③ ひとり親家庭の状況

令和2年の母子世帯数は50世帯、父子世帯数は11世帯となっています。



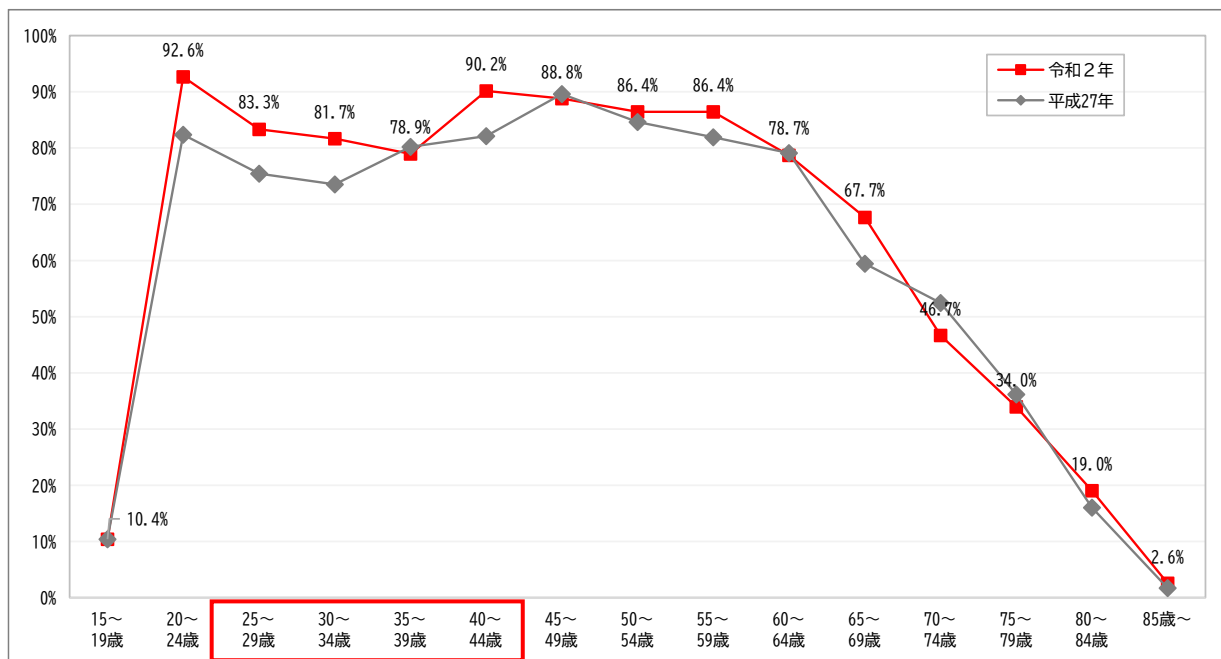
出典：国勢調査

(8) 女性の労働力率

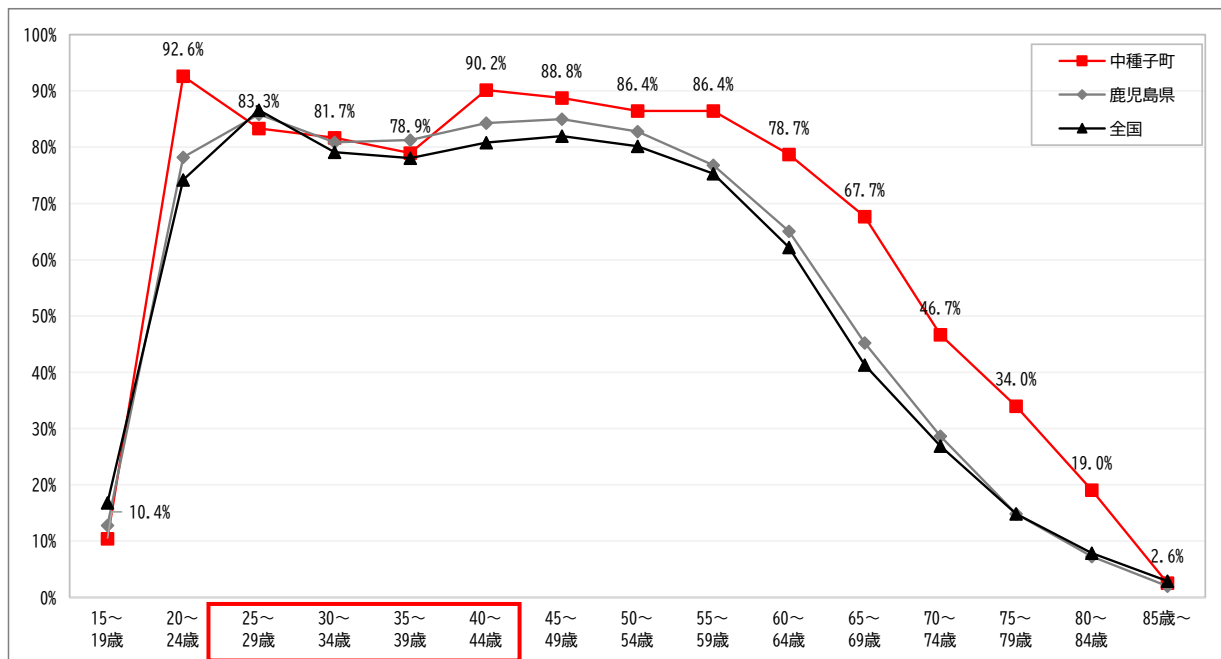
令和2年の本町の子育て世代の女性（25～44歳）の労働力率は、平成27年と比較すると、35～39歳を除き上回っています。

令和2年の本町の子育て世代の女性の労働力率を、全国及び鹿児島県と比較すると、40～44歳で上回っています。

【女性の労働力率（本町の令和2年と平成27年の比較）】



【女性の労働力率（令和2年の全国及び鹿児島県との比較）】



出典：国勢調査

2 保護者アンケート調査結果

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

令和6年1月から2月まで実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

以下の2種類（就学前児童保護者用、小学生保護者用）の調査票を作成し、無記名方式により実施しました。

ア) 就学前児童保護者

本町在住の就学前のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、保育所等を通じて直接配布・回収を行いました。なお、就学前児童が2人以上の世帯については、一番下のお子さまのことについて回答して頂きました。

イ) 小学生保護者

本町在住の小学生のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、学校を通じて直接配布・回収を行いました。なお、小学生が2人以上の世帯については、学年が一番下のお子さまのことについて回答して頂きました。

③ 配布数、有効回答数、有効回答率

	対象世帯数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	189 件	137 件	72.5%
小学生保護者	267 件	231 件	86.5%
合計	456 件	368 件	80.7%

(2) 集計処理について

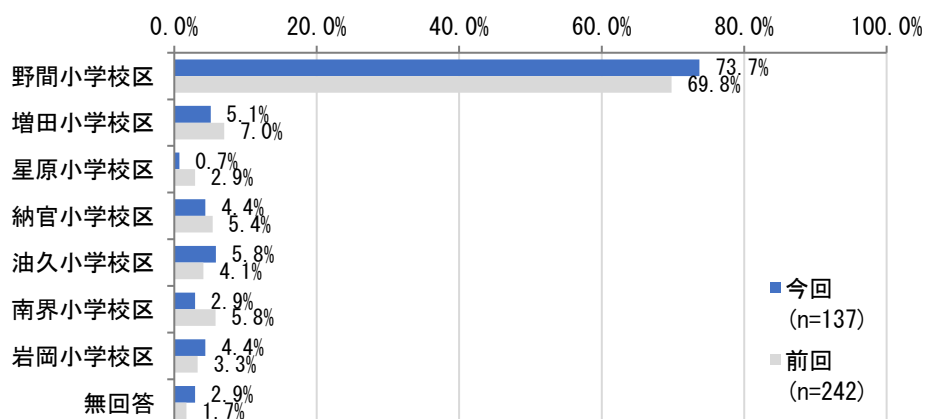
- ・図表中の「n」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、折一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。
- ・以降の調査結果についても同様となります。

(3) 調査結果（抜粋）

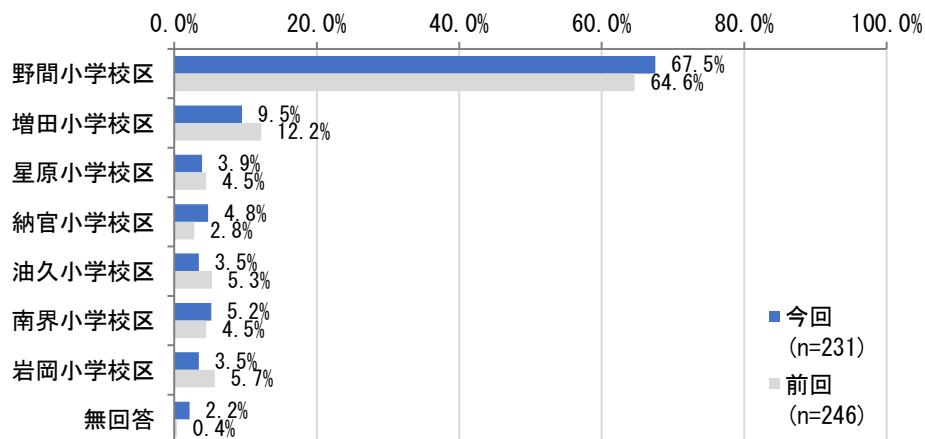
① お住まいの校区

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「野間小学校区」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



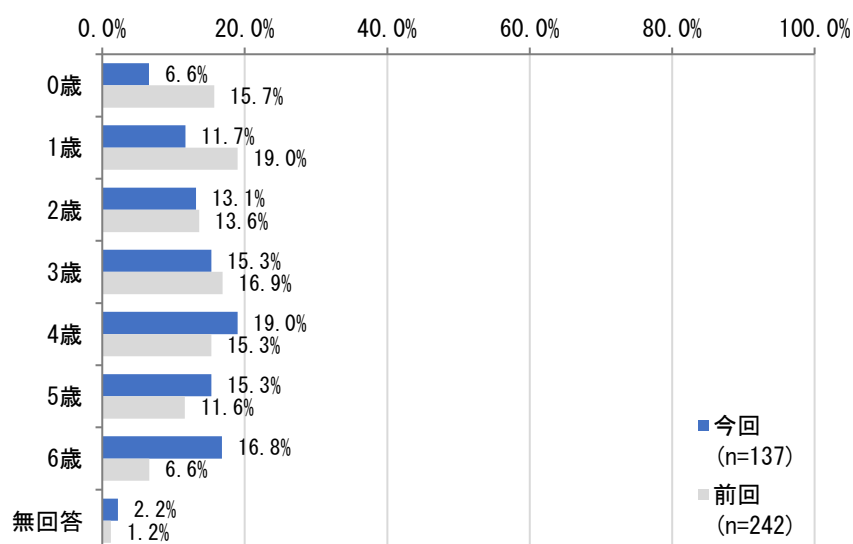
【小学生保護者】



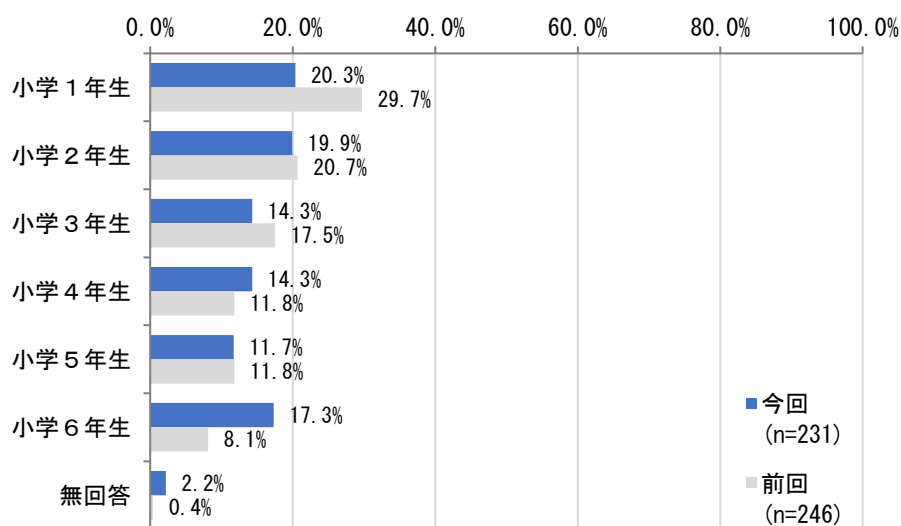
② お子さんの年齢・学年

就学前保護者は「4歳」が19.0%で最も高くなっています。小学生保護者は「小学1年生」が20.3%で最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



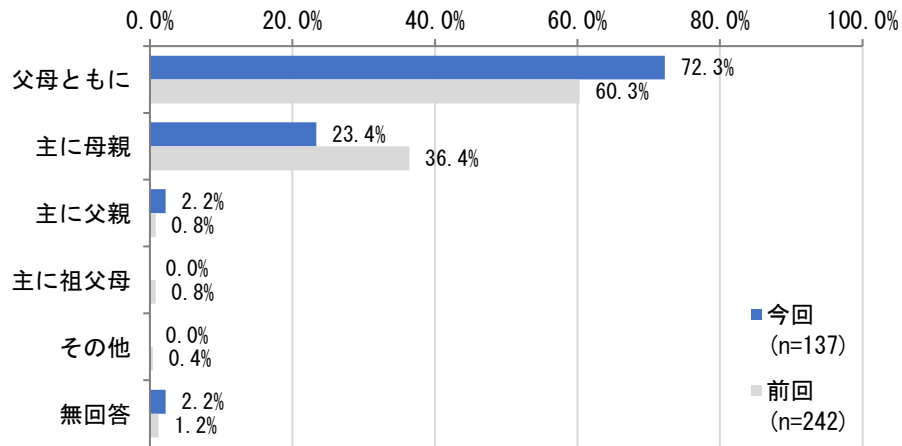
【小学生保護者】



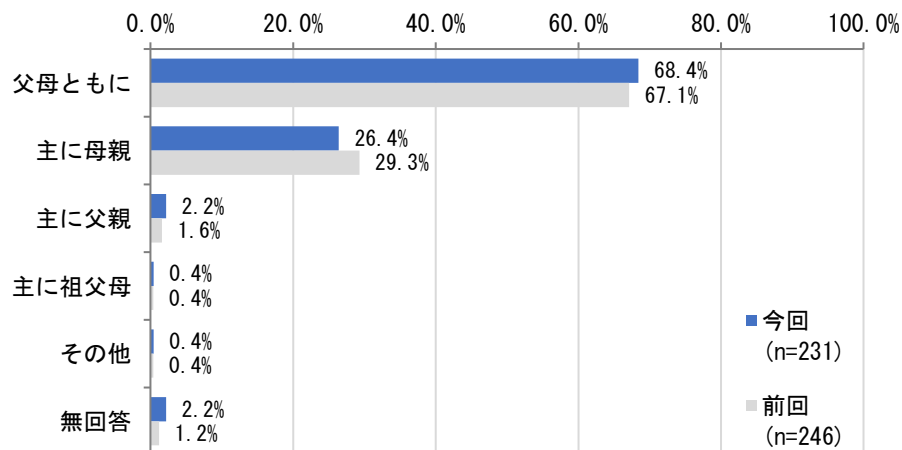
③ 子育てを主に行っている者

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



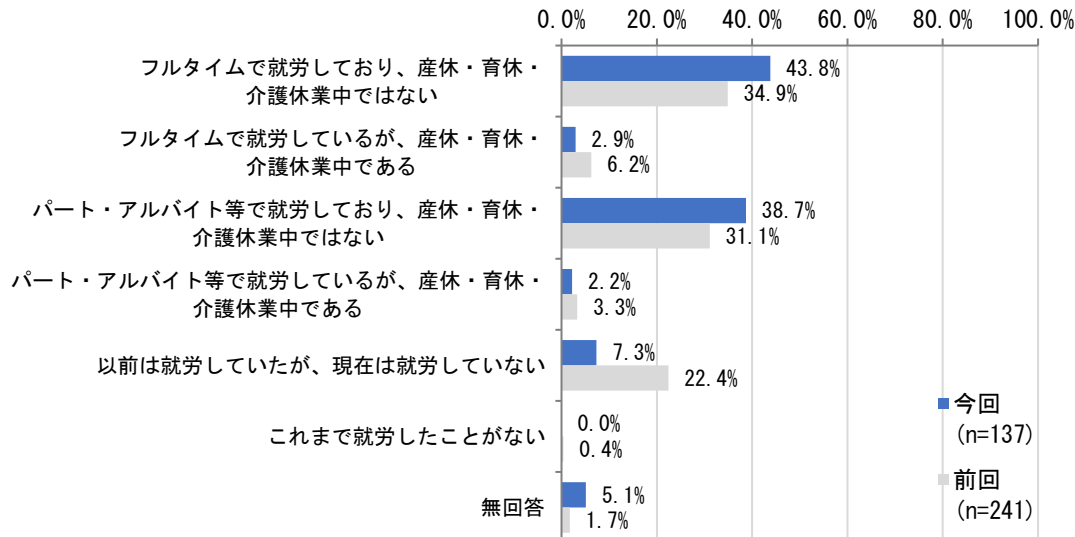
【小学生保護者】



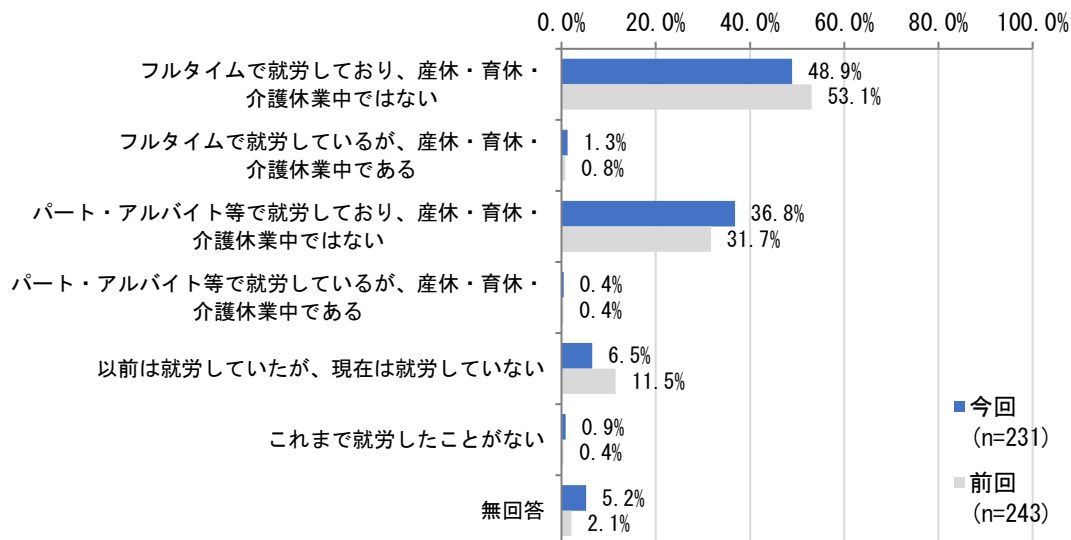
④ 母親の就労状況

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者】

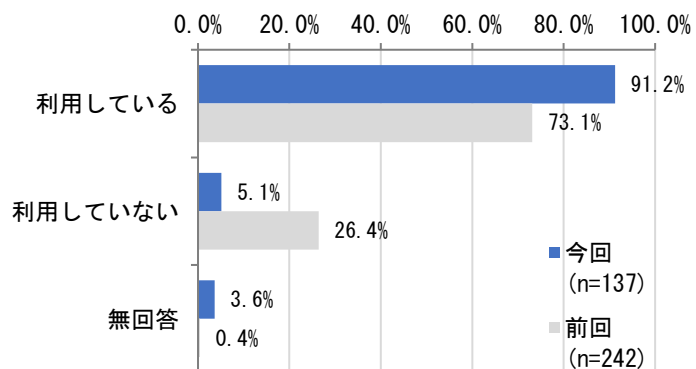


【小学生保護者】



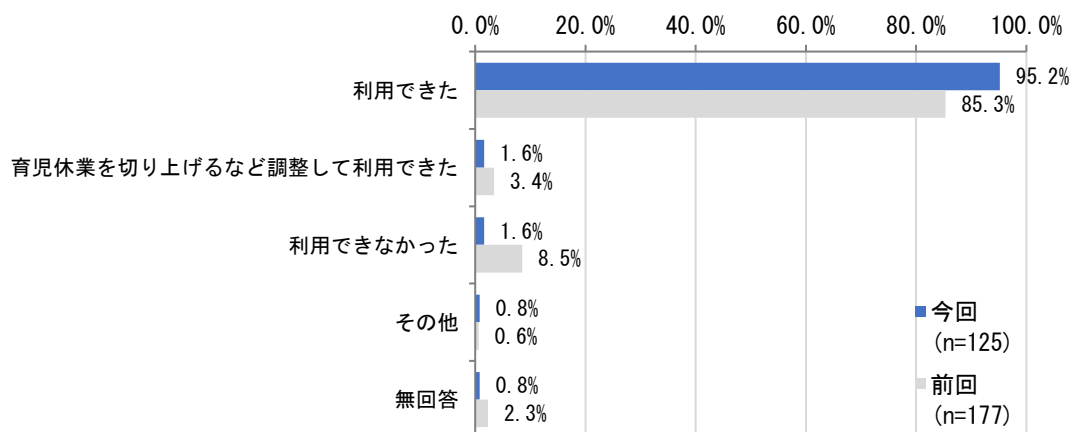
⑤ 保育所等の利用状況（就学前児童保護者調査結果）

「利用している」が91.2%となっています。



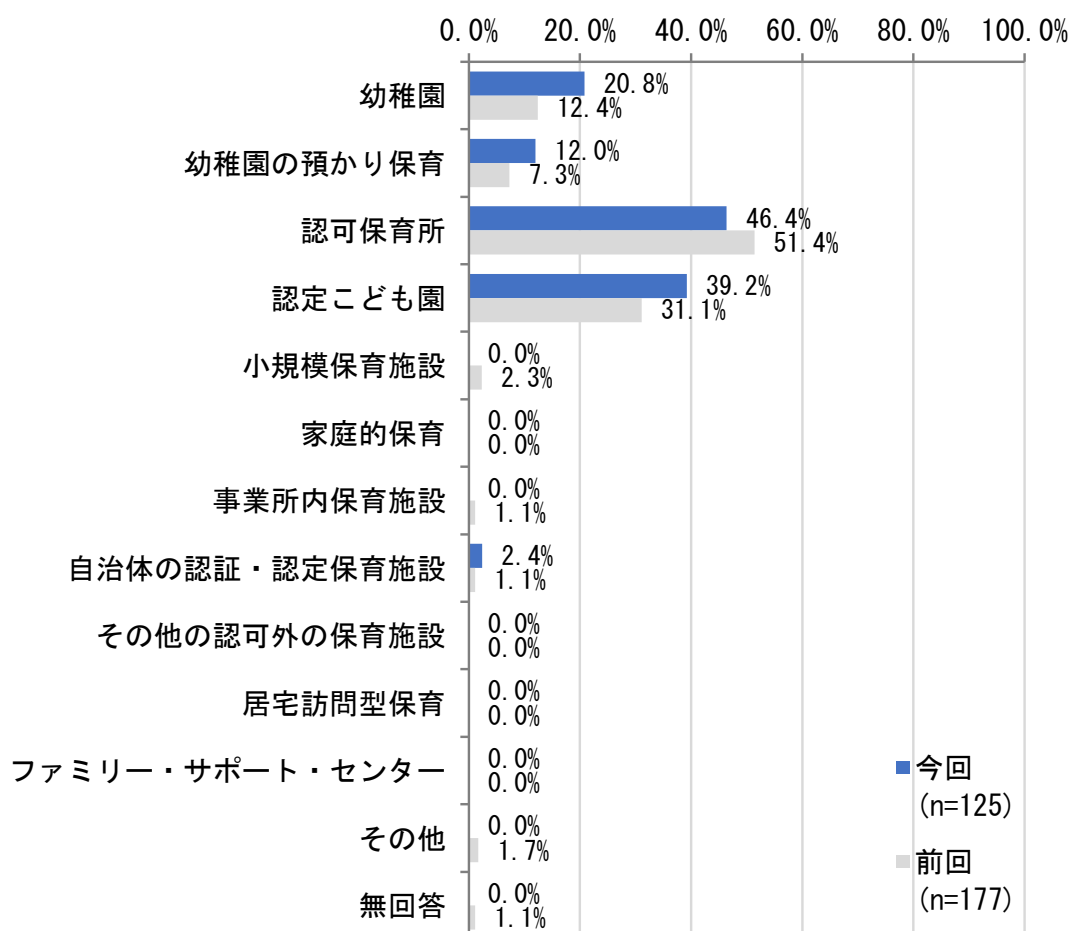
⑥ 希望した時期に保育サービス等を利用できたか（就学前児童保護者調査結果）

「利用できた」が95.2%となっています。

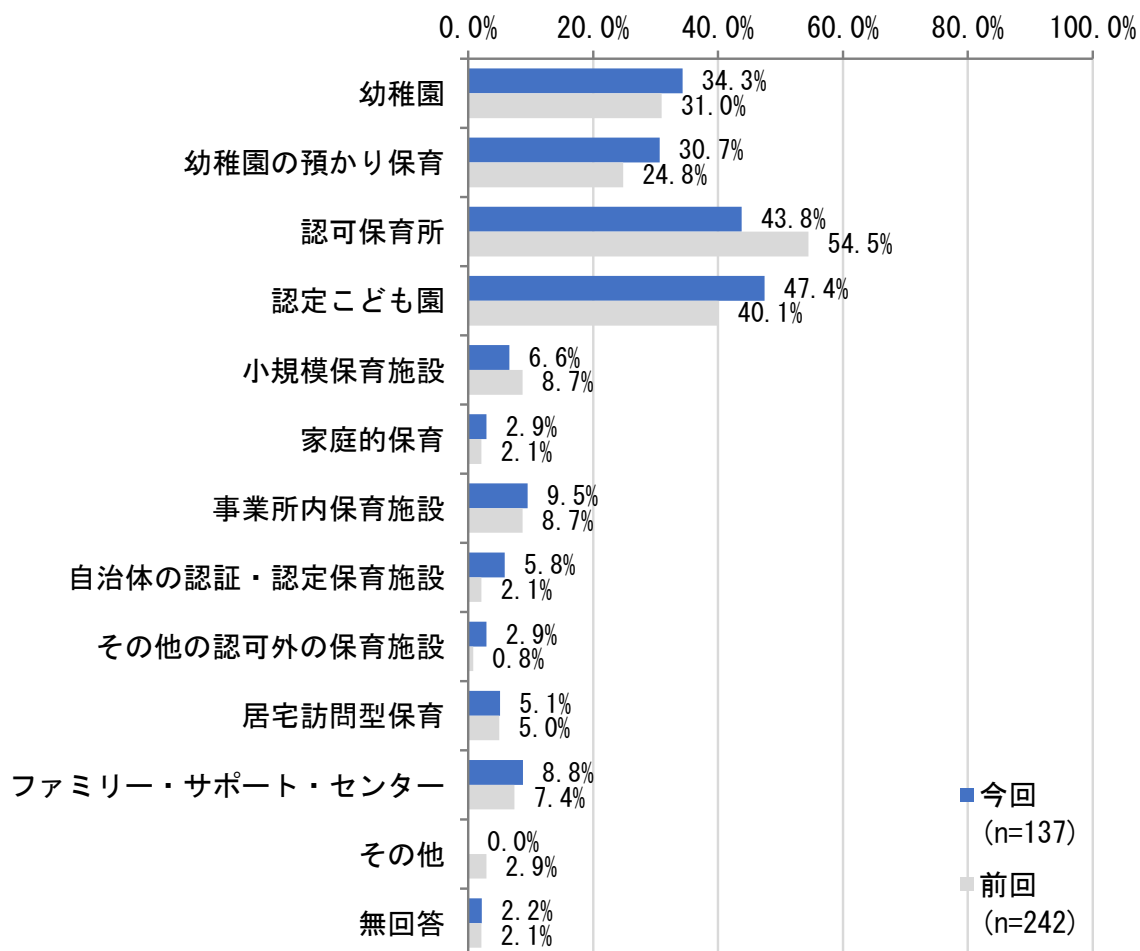


⑦ 平日どのような教育・保育事業を利用しているか(就学前児童保護者調査結果)

「認可保育所」が46.4%で最も高く、次いで、「認定こども園」39.2%、「幼稚園」20.8%となっています。



- ⑧ 今後どのような教育・保育事業を利用したいか（就学前児童保護者調査結果）
「認定こども園」が47.4%で最も高く、次いで、「認可保育所」43.8%、「幼稚園」34.3%となっています。



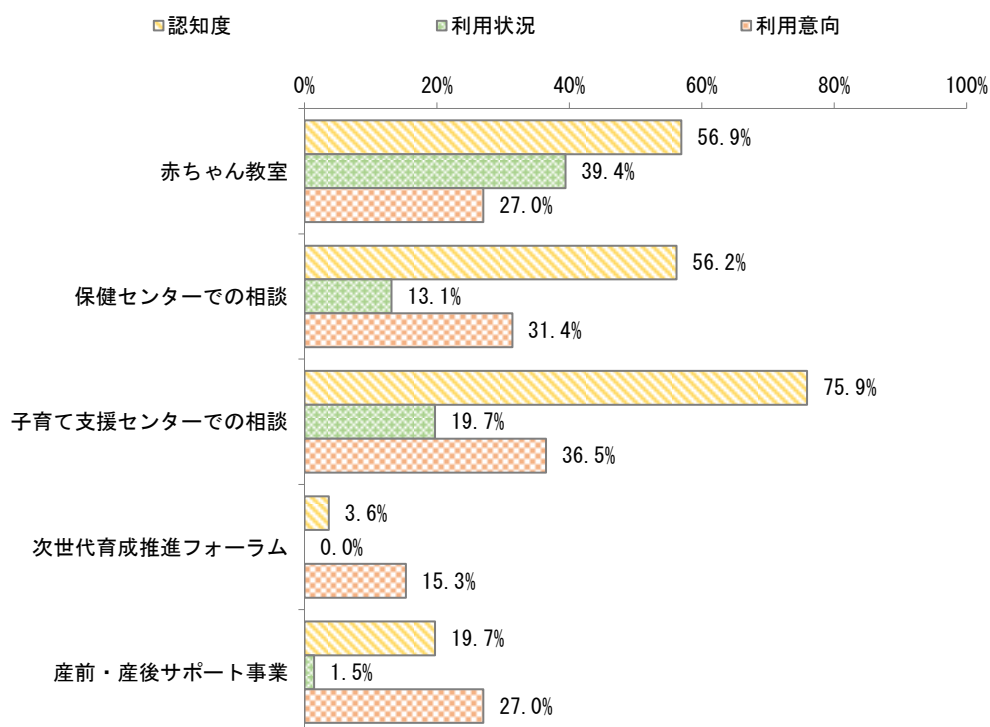
⑨ 地域の子育て支援事業の認知度、利用経験、利用意向（就学前児童保護者）

認知度については、「子育て支援センターでの相談」が75.9%で最も高くなっています。

利用経験については、「赤ちゃん教室」が39.4%で最も高くなっています。

利用意向については、「子育て支援センターでの相談」が36.5%で最も高くなっています。

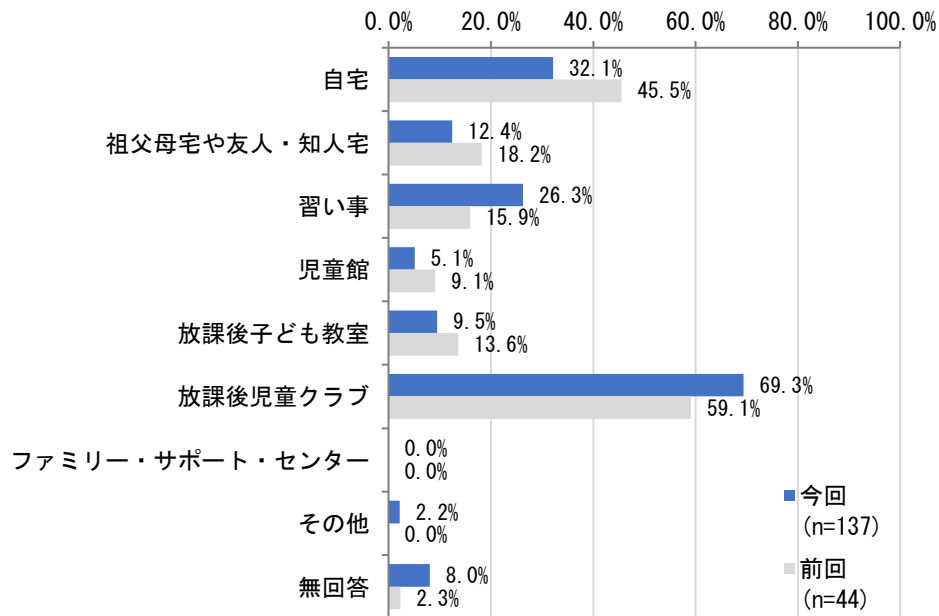
(n=137)



⑩ 小学校就学後は放課後にどのような場所で過ごして欲しいか
(就学前児童保護者)

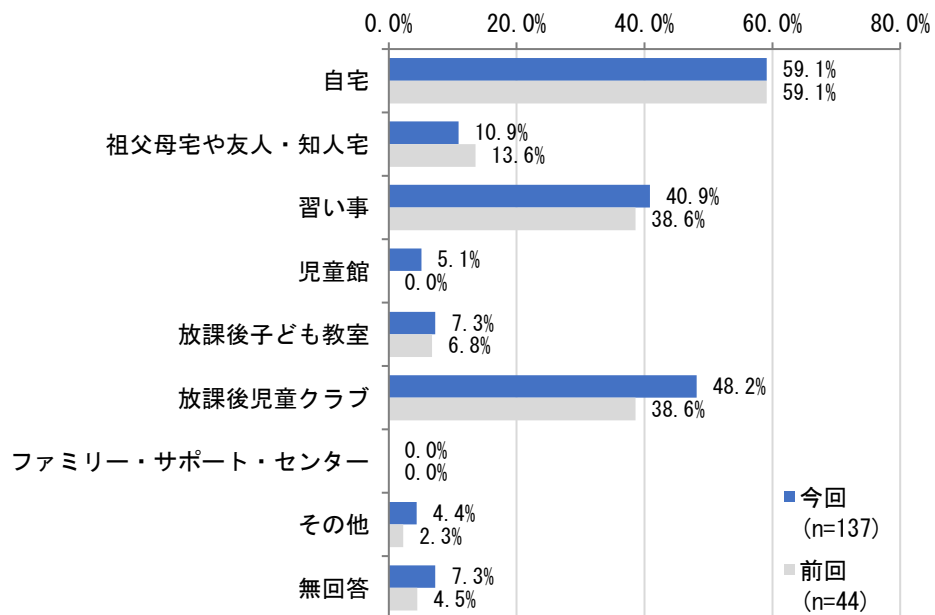
ア) 小学校低学年(小学1～3年)時(複数回答)

「放課後児童クラブ」が69.3%となっています。



イ) 小学校高学年(小学4～6年)時(複数回答)

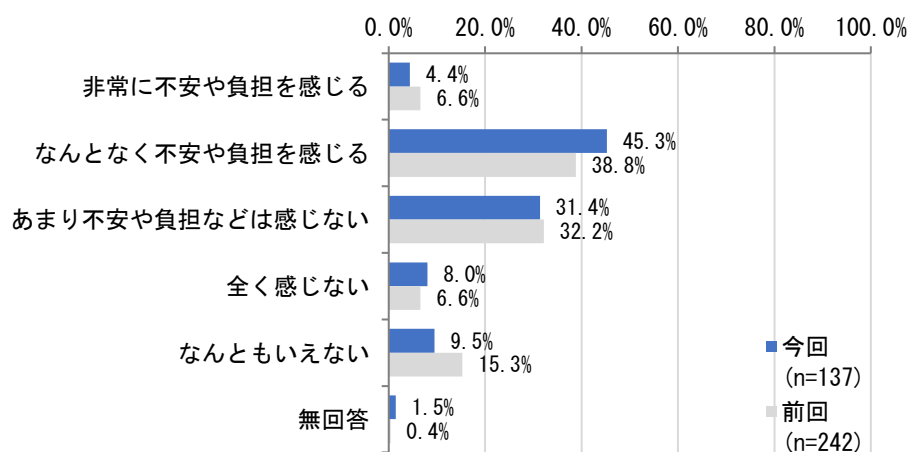
「放課後児童クラブ」が48.2%となっています。



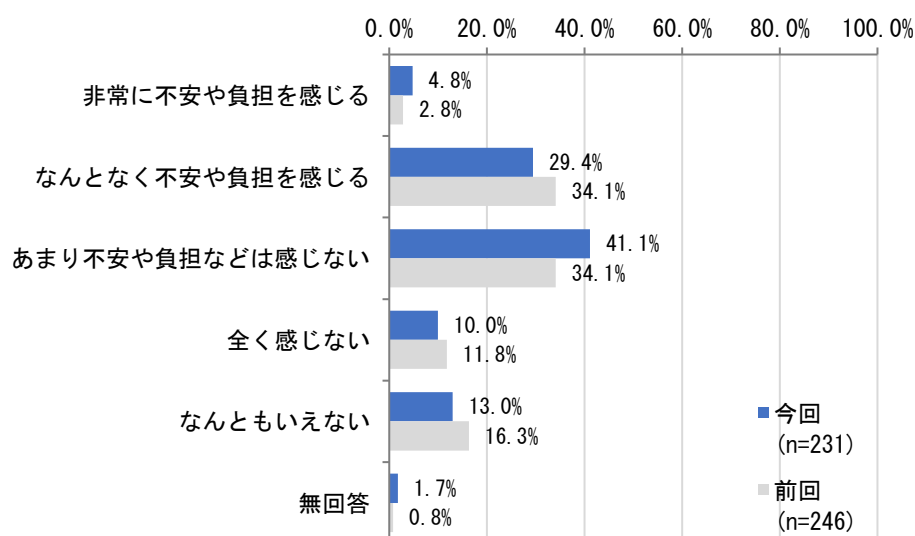
⑪ 子育てに関する不安感や負担感の有無

「なんとなく不安や負担を感じる」と「非常に不安や負担を感じる」の割合の合計は、就学前児童保護者 49.7%、小学生保護者 34.2%となっています。

【就学前児童保護者】



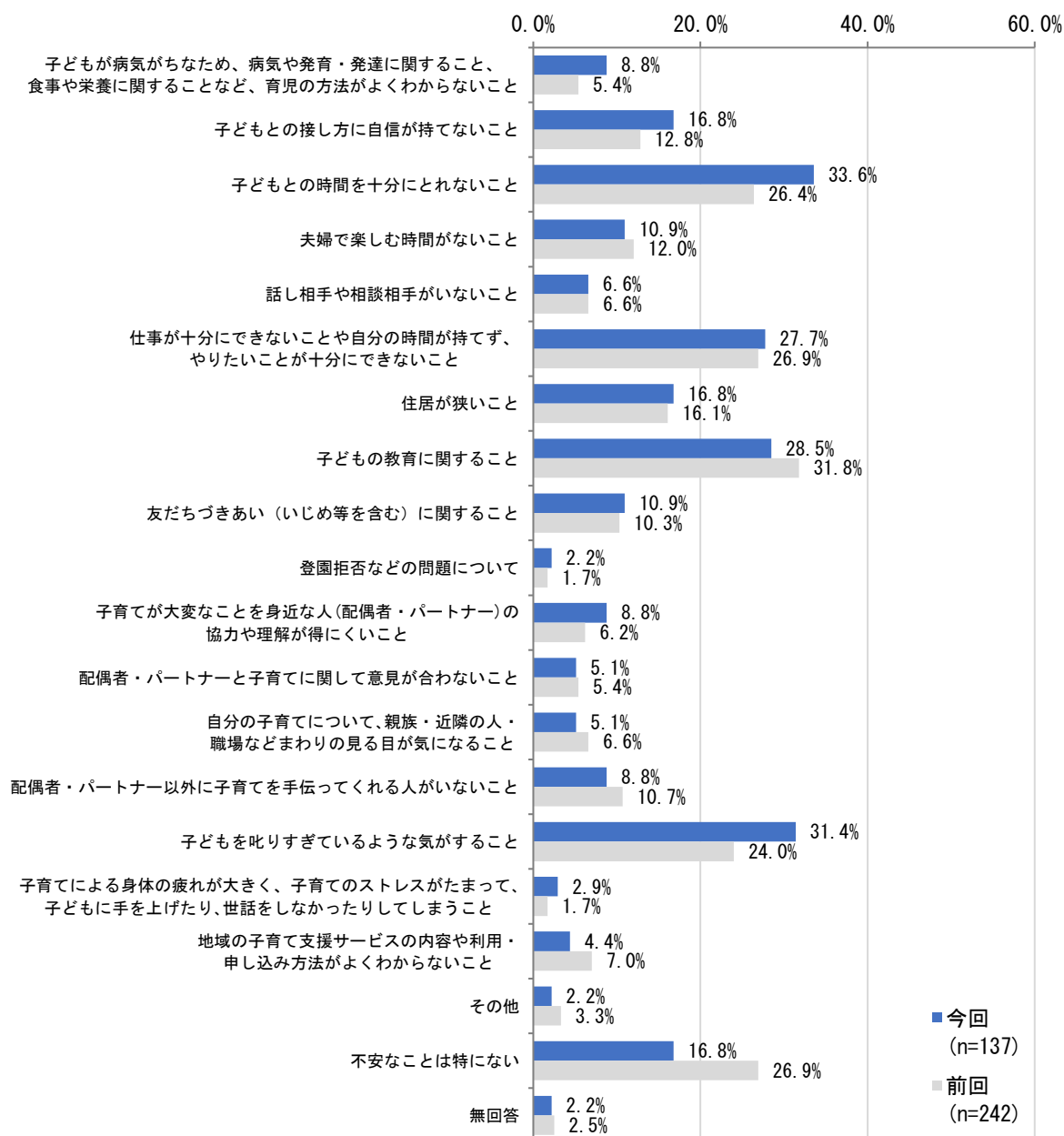
【小学生保護者】



⑫ 子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）

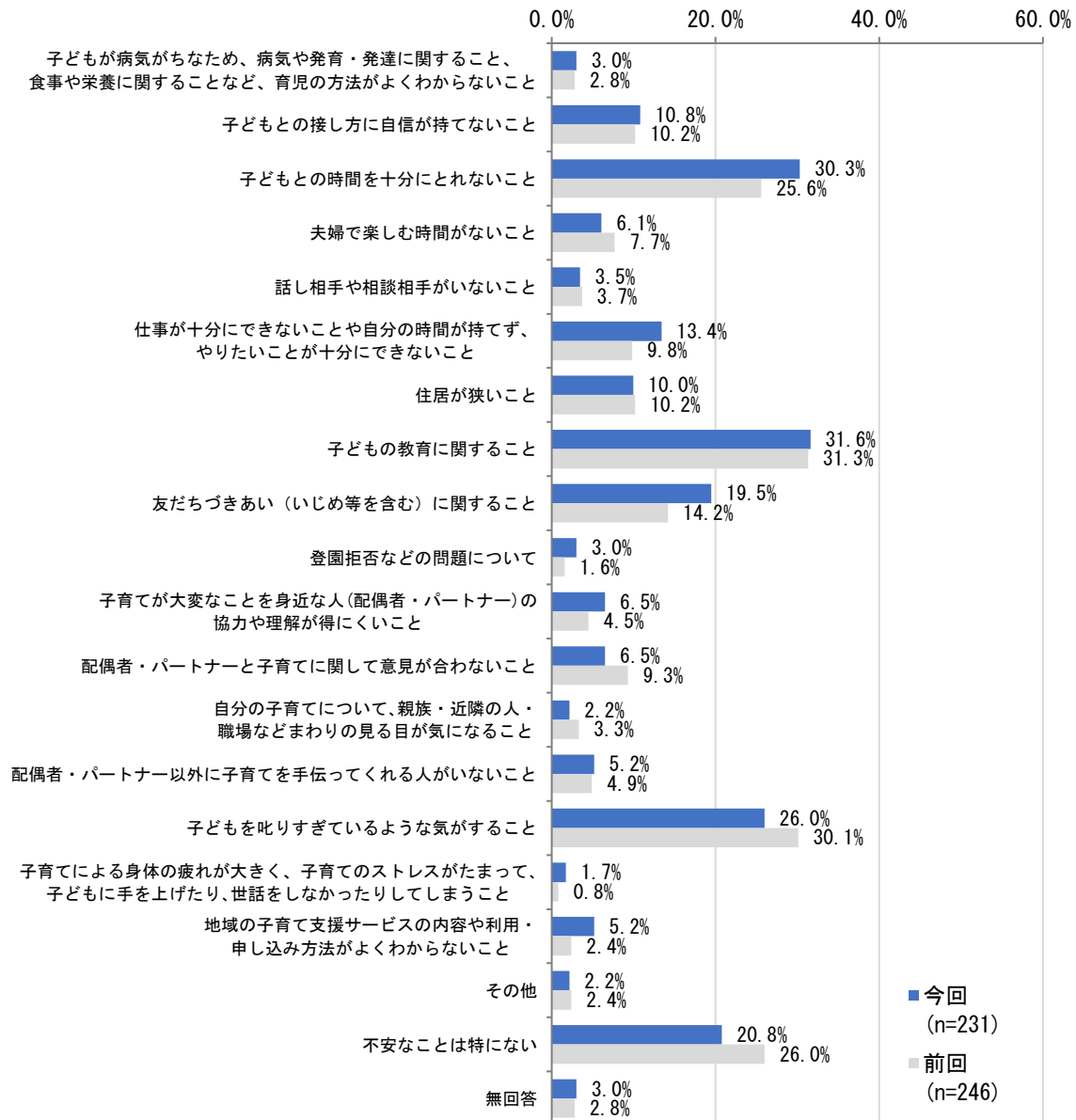
就学前児童保護者については、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が33.6%で最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」31.4%、「子どもの教育に関する」28.5%となっています。

【就学前児童保護者】



小学生保護者については、「子どもの教育に関すること」が31.6%で最も高く、次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」30.3%、「子どもを叱りすぎているような気がする」と26.0%となっています。

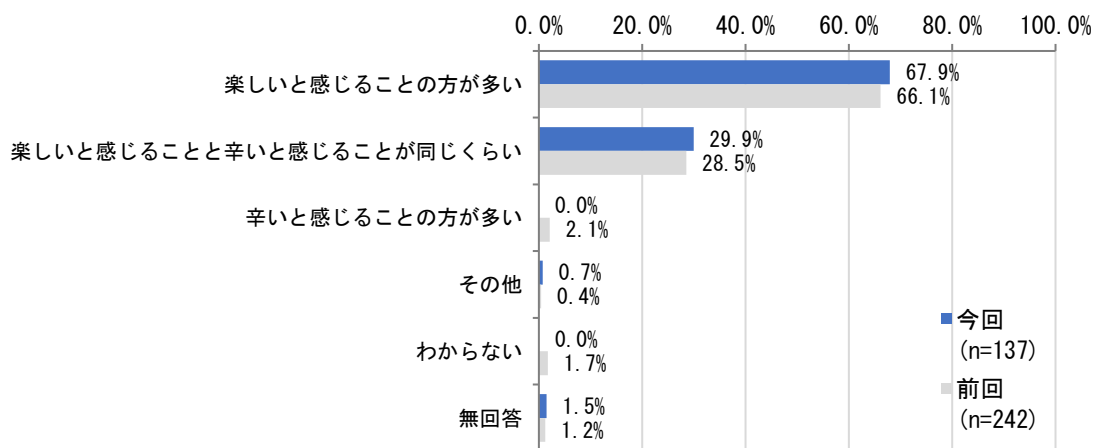
【小学生保護者】



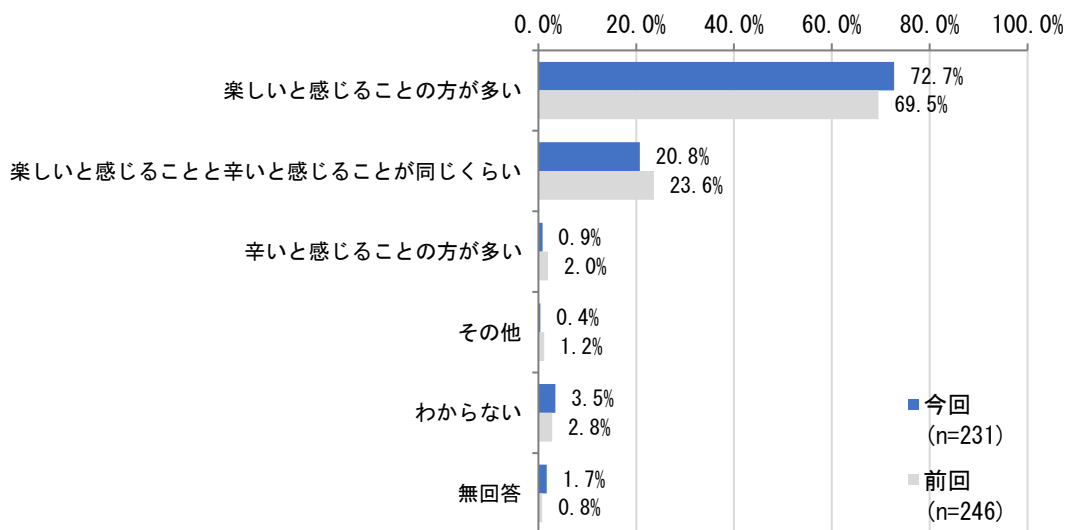
⑬ 子育ての状況

「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と「辛いと感じることの方が多いい」の割合の合計は、就学前児童保護者 29.9%、小学生保護者 21.7%となっています。

【就学前児童保護者】



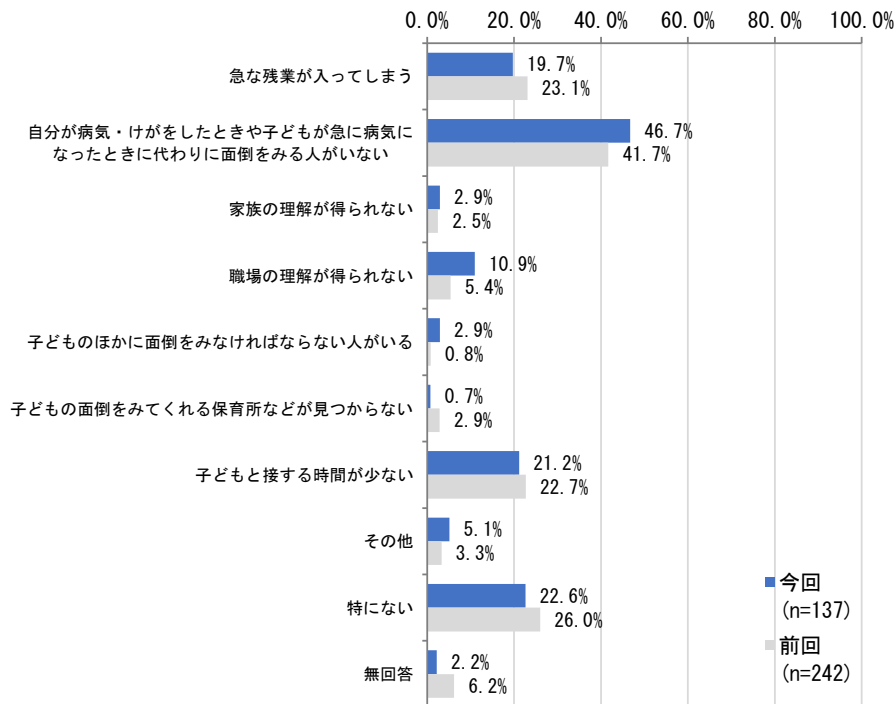
【小学生保護者】



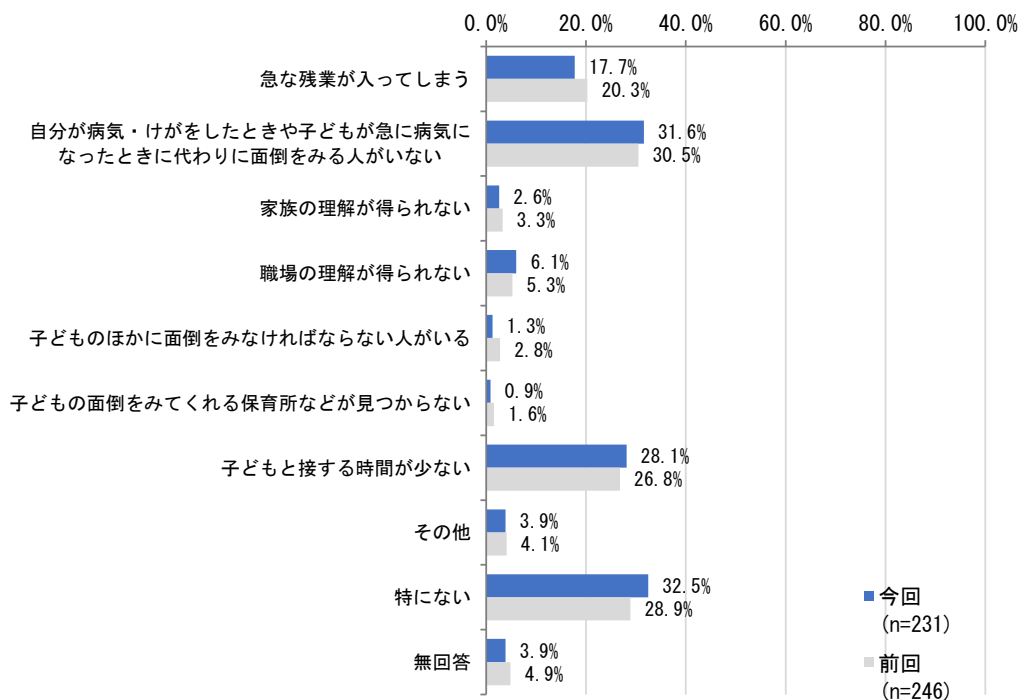
⑭ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（複数回答）

就学前児童保護者では、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」が最も高くなっています。小学生保護者では、「特にない」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

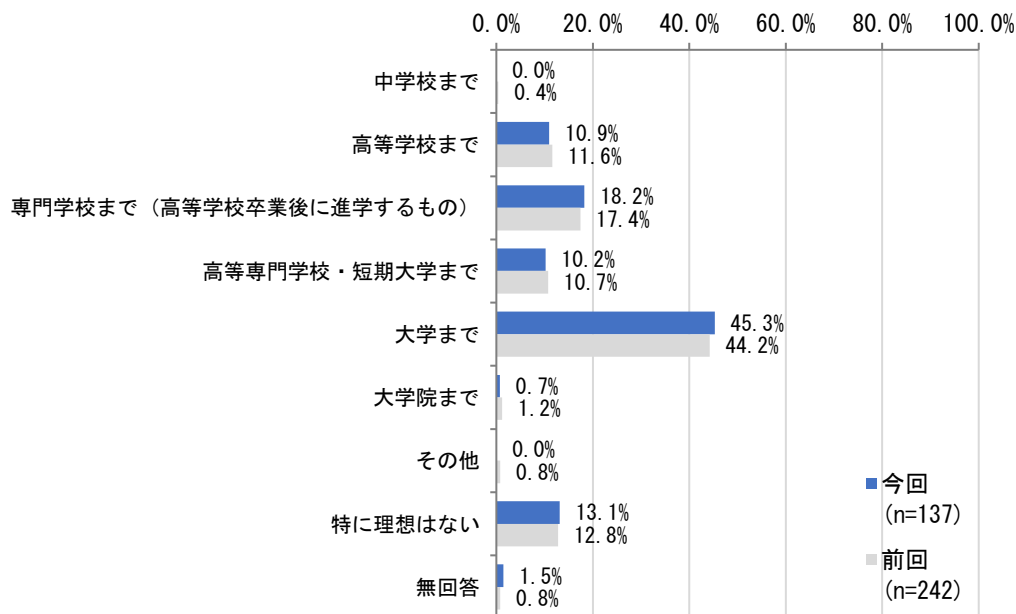


⑮ 理想のお子さんの進路、現実のお子さんの進路、そのように考える理由

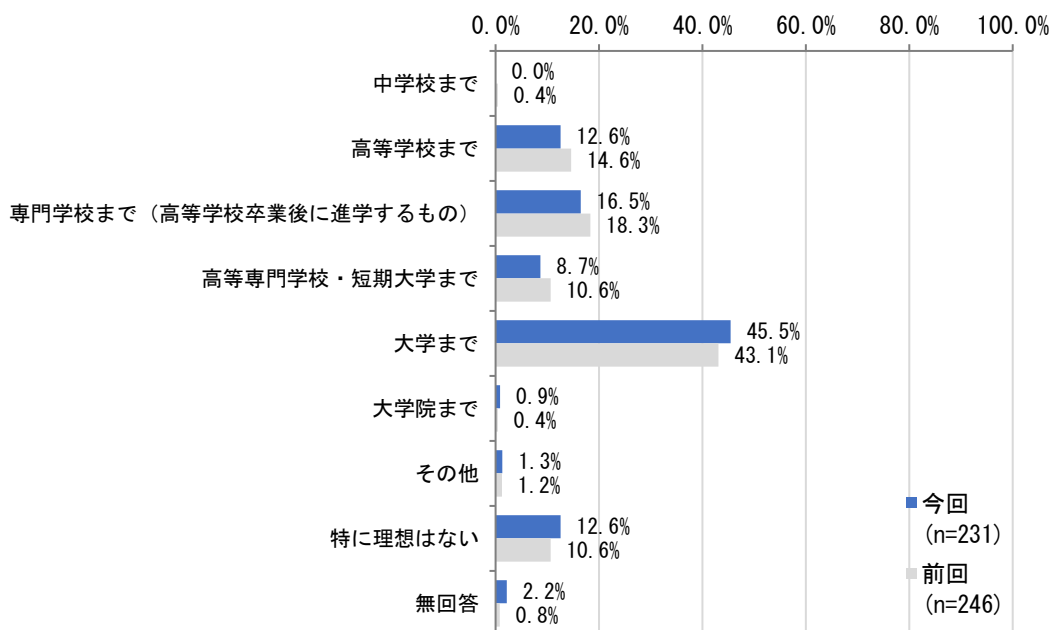
ア) 理想のお子さんの進路

「大学まで」の割合は、就学前児童保護者 45.3%、小学生保護者 45.5%となっています。

【就学前児童保護者】



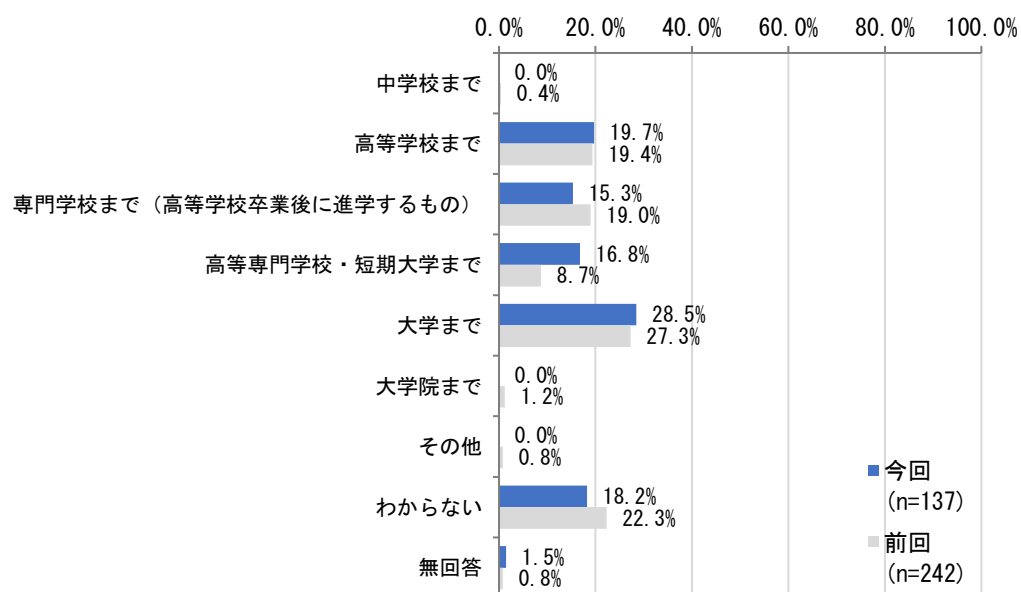
【小学生保護者】



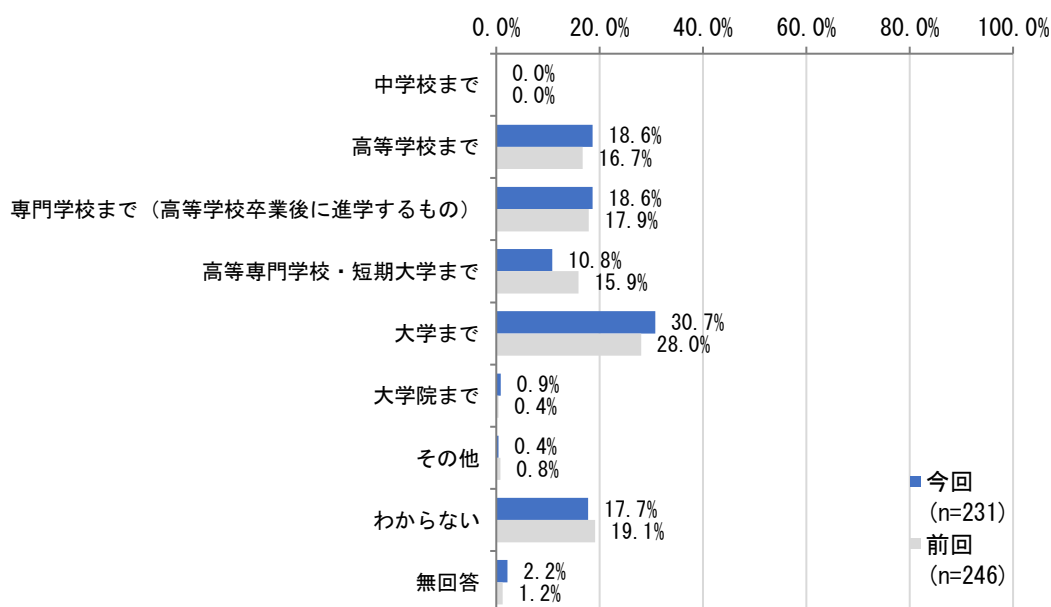
イ) 現実的なお子さんの進路

「大学まで」の割合は、就学前児童保護者 28.5%、小学生保護者 30.7%となっています。

【就学前児童保護者】



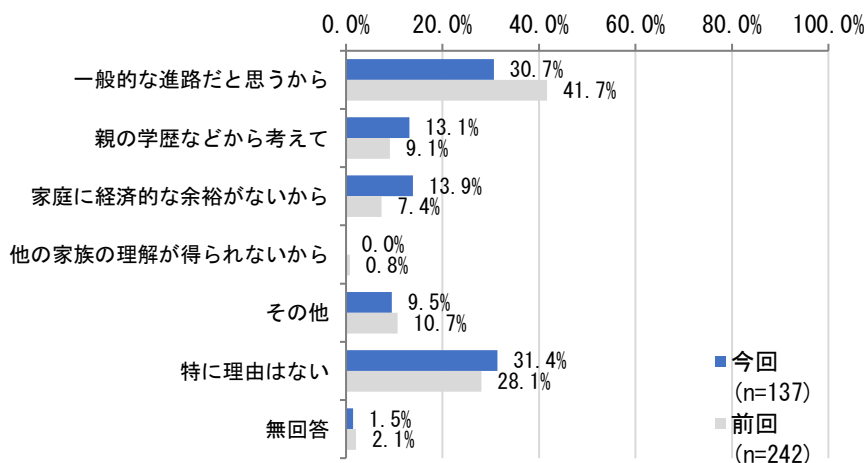
【小学生保護者】



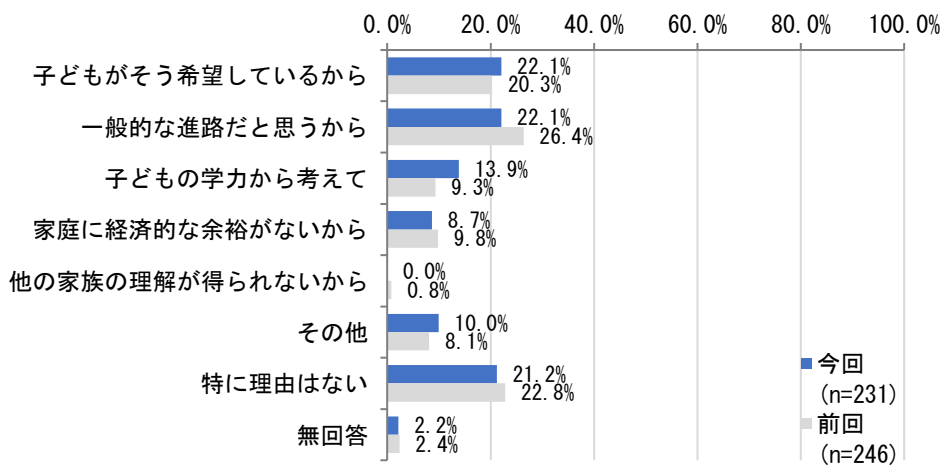
ウ) お子さんの進路をそのように考える理由

「家庭に経済的な余裕がないから」の割合は、就学前児童保護者 13.9%、小学生保護者 8.7%となっています。

【就学前児童保護者】



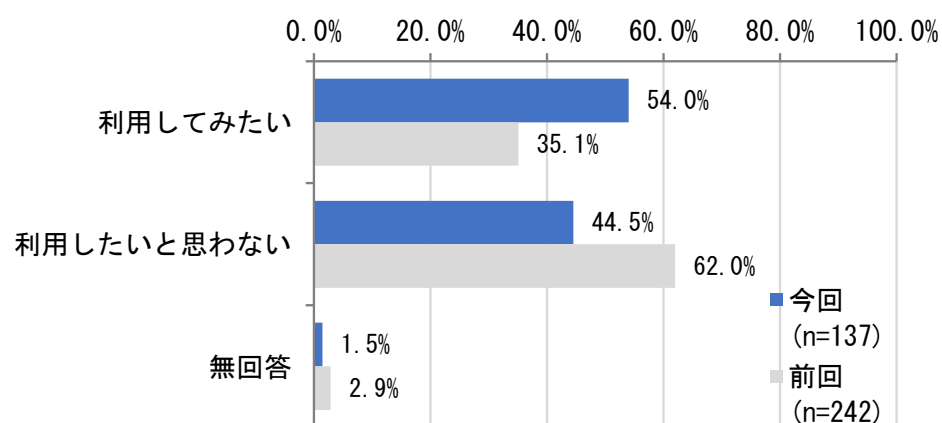
【小学生保護者】



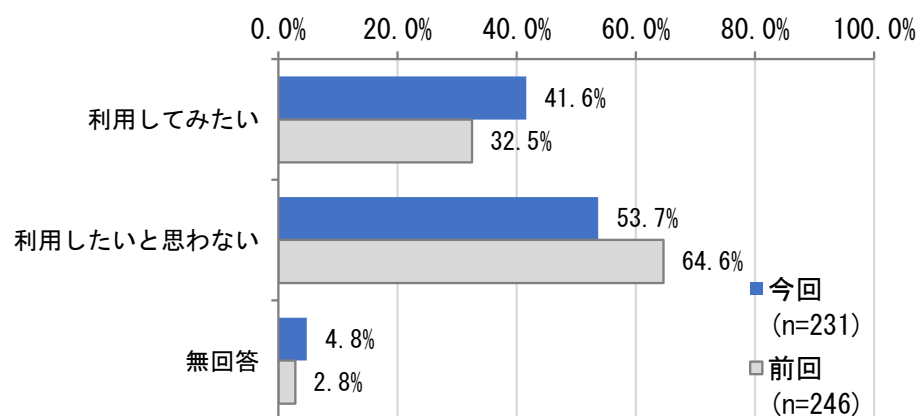
⑩ 「子ども食堂」の利用意向

「利用してみたい」の割合は、就学前児童保護者 54.0%、小学生保護者 41.6%となっています。

【就学前児童保護者】

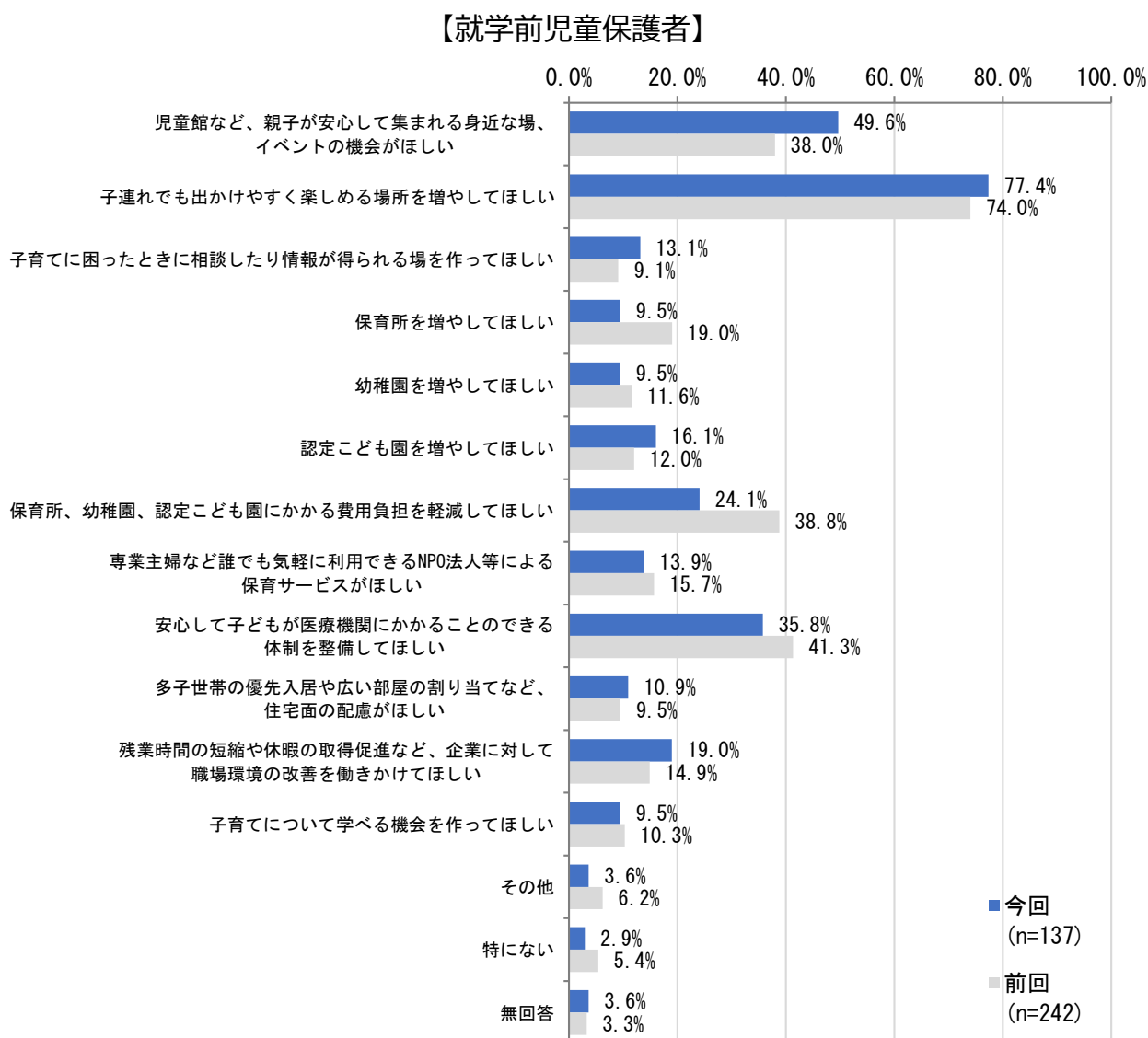


【小学生保護者】



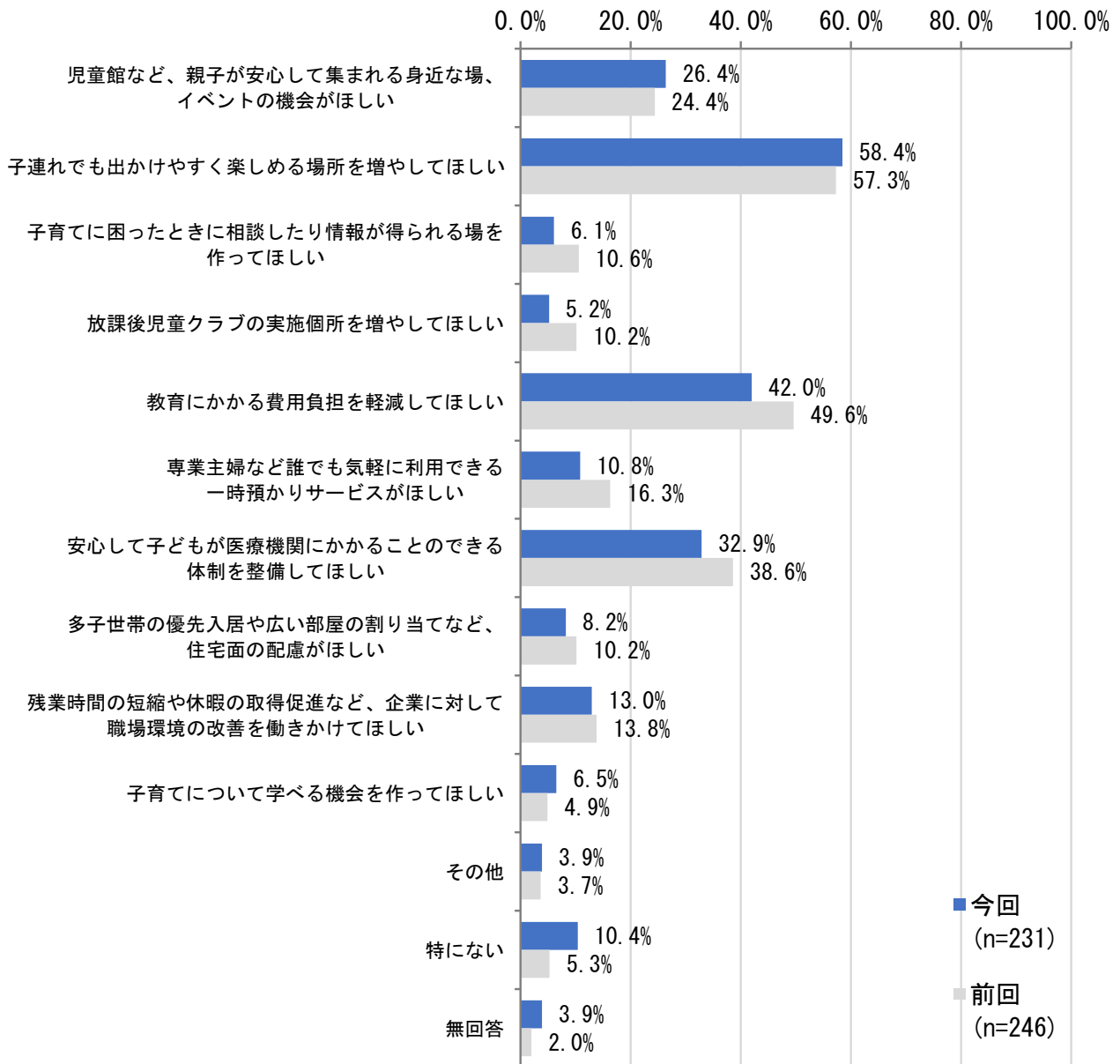
⑰ 充実を図ってほしい子育て支援策（複数回答）

就学前児童保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が77.4%で最も高く、次いで、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」49.6%、「安心して子どもが医療機関にかかることのできる体制を整備してほしい」35.8%となっています。



小学生保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が58.4%で最も高く、次いで、「教育にかかる費用負担を軽減してほしい」42.0%、「安心して子どもが医療機関にかかることのできる体制を整備してほしい」32.9%となっています。

【小学生保護者】



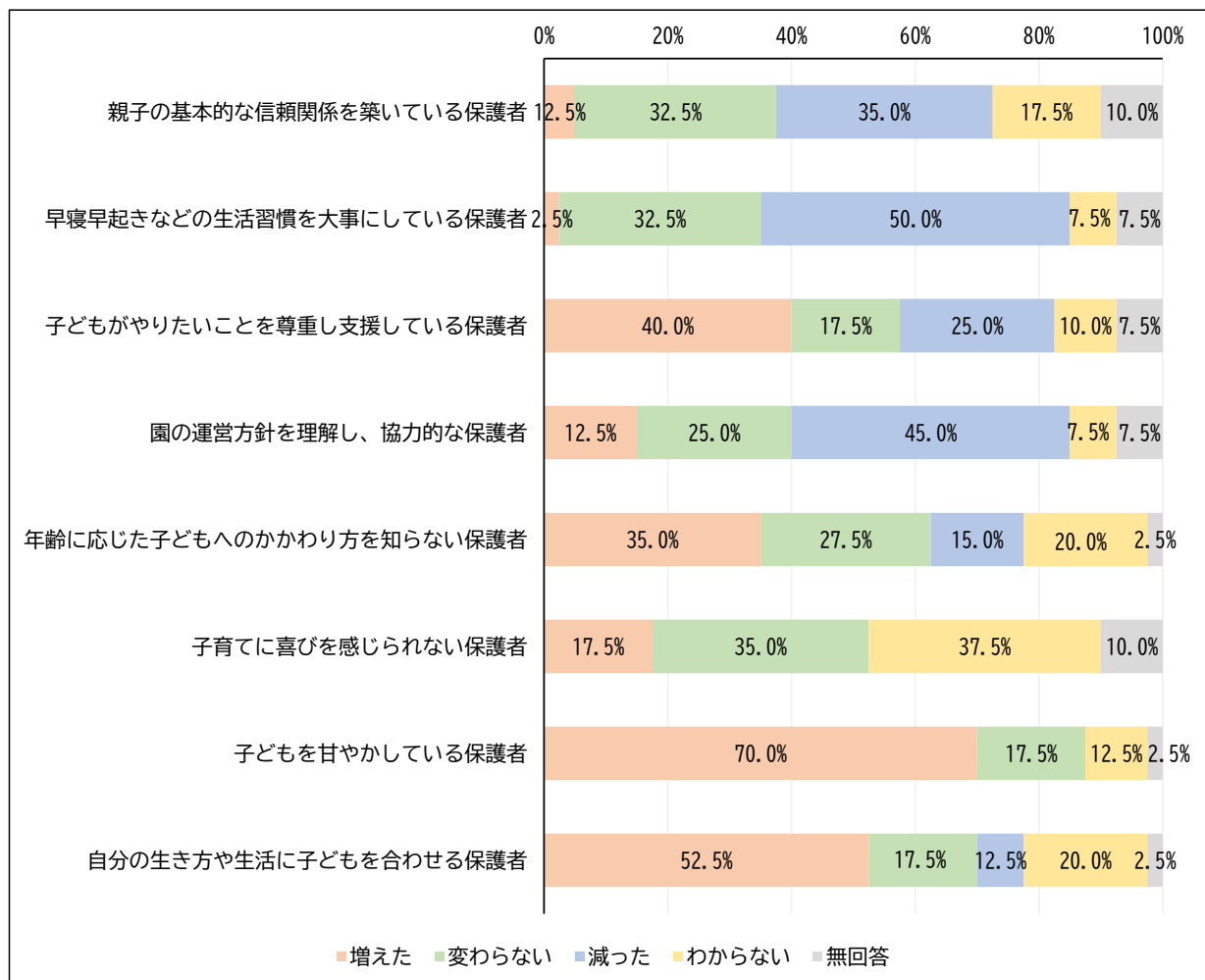
3 保育士等調査結果

令和6年8月に実施し、40人から回答がありました。

(1) この10年ほどの間の保護者の変化

「増えた」と回答した割合については、「子どもを甘やかしている保護者」が70.0%で最も高く、次いで、「自分の生き方や生活に子どもを合わせる保護者」52.5%、「子どもがやりたいことを尊重し支援している保護者」40.0%となっています。

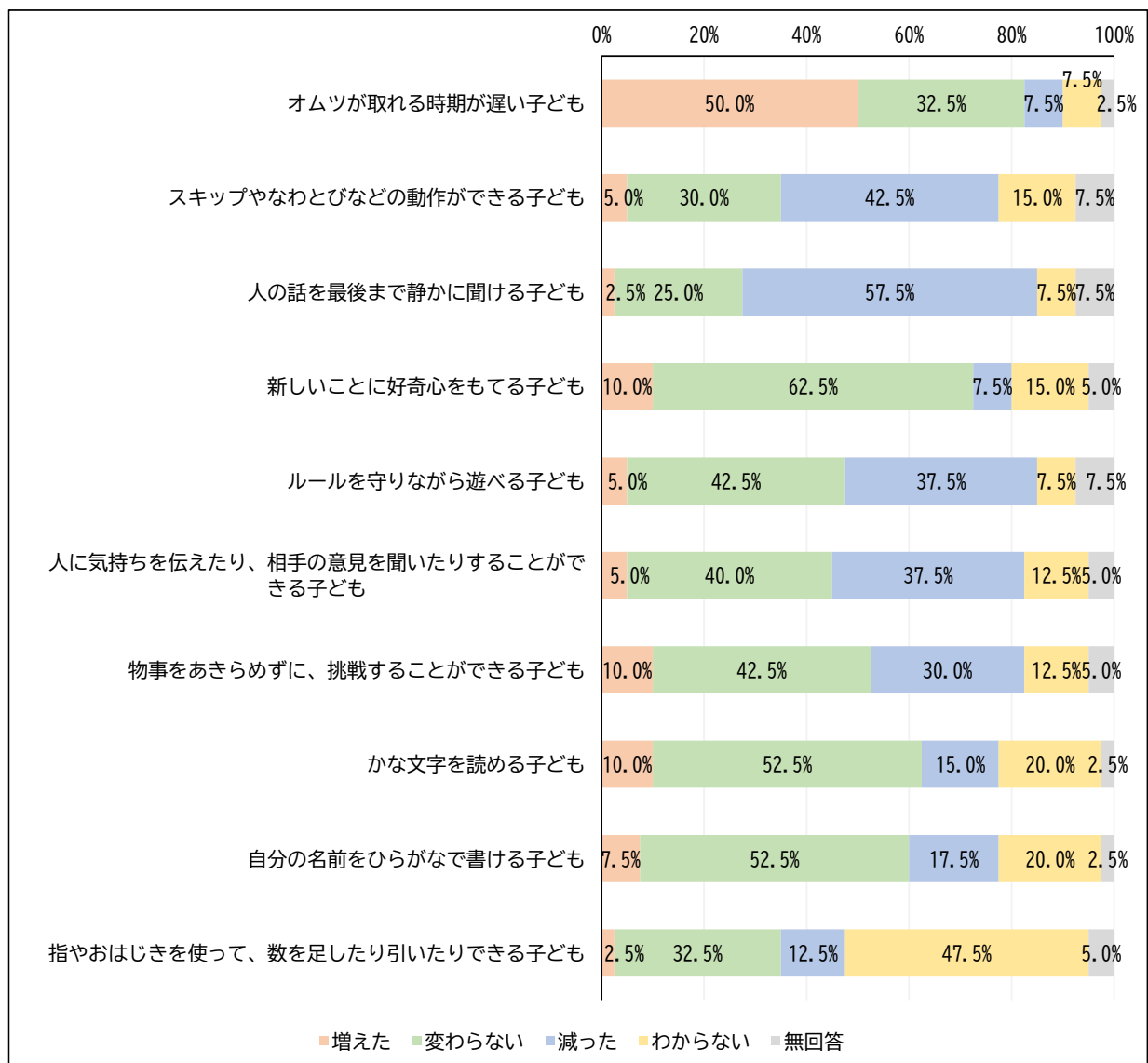
「減った」と回答した割合については、「早寝早起きなどの生活習慣を大事にしている保護者」が50.0%で最も高く、次いで、「園の運営方針を理解し、協力的な保護者」45.0%、「親子の基本的な信頼関係を築いている保護者」35.0%となっています。



(2) この10年ほどの間の子どもの育ちの変化

「増えた」と回答した割合については、「オムツが取れる時期が遅い子ども」が50.0%で最も高く、次いで、「新しいことに好奇心をもてる子ども」、「物事をあきらめずに、挑戦することができる子ども」、「かな文字を読める子ども」10.0%となっています。

「減った」と回答した割合については、「人の話を最後まで静かに聞ける子ども」が57.5%で最も高く、次いで、「スキップやなわとびなどの動作ができる子ども」42.5%、「ルールを守りながら遊べる子ども」、「人に自分の気持ちを伝えたり、相手の意見を聞いたりすることができる子ども」37.5%となっています。



(3) 幼児期に身につけておくべき「生きる力」について

① 生活面

主な意見
・食事のマナー：机に足をおかないこと。途中で動いたり、寝たりしないこと。 ・着替え：着替えが前後反対に着て登園する子が多い。くつを左右はき間違えていても気にしない。
・食事のマナーが身に付いていない子が多い。(箸の持ち方、皿の持ち方など。) ・偏食、好き嫌が多い。 ・子どもができることを親が先回りして手伝ったり、「時間がないから」と言って手伝ってしまう親の姿が見られる。「待つ」ことや「見守る」ことが出来れば、子どもたちの自立につながると思う。
・集団生活をする中で、成長時期に合わせて指導する際、家庭と併行していくことが難しい。(園まかせになっていることもある。)
・食事の際に手を添えない子やお皿を持って食べない子が多く見られる。 ・姿勢、足癖の悪い子が多い。
・園で声かけや支援しても、家庭での協力、取組がないと意味がないように感じる。 ・かばんの中やロッカー(引き出し)の整理整頓、脱いだ服を丁寧にたたむことなど、身の回りの物(私物)を大切に扱うことが大事だと思う。 ・おはしの握り方などの食事のマナーに関して、3食中2食は家庭での食事になるので、保護者と子どもの関わり(声かけ)が重要になると思う。
・生活リズムが整っていない子が多く感じられる。睡眠をすることでのメリットを小さい頃から身に付けておくことでどのような効果があるのかをしっかりと学ぶことができれば嬉しい。
・食事がかたより、おかし類を大量に食べるなど、便利であるが、気になることがある。 ・スマホ、タブレット、ユーチューブの身近な生活の中で自由に見られる環境で、「自分の意志で見ることをやめる」ができないと永遠と見ていたり、キレやすくなったり不安なこともある。
・衣服の片付けで、たたまずに片付ける子どもが多い。
・生活リズムが整っていない(就寝・起床が定まっていないなど)子も見られるため、園で眠そうにしていたり、疲れが出たりしていることがある。 ・衣服の着脱やオムツからパンツへの移行など、家庭での取組の差も大きく感じる。園で行っていることと家庭での行いが一致(するように努力)しないと、なかなか難しいと感じる。
・食事の自立がなかなかできない。(お皿に手を添えて食べる)など。 ・熱性けいれんの子が増えている。 ・集中時間が短い。
・保育者が近くにいる「次は〇〇を着ます。」など言わないと衣服の着脱ができず、保育者が来るまでずっと待っている子がいる。自分で脱ぎ着できるのだが、家で保護者が手伝っているのだろうなと感じる場面がある。 ・生活面に関しては、園と家庭で同じような対応をしないと成長するには難しく感じる。 ・挨拶や話をする時に目を見ることが出来ない子が多い。

② 人とのかかわる力について

主な意見
・衝動を抑えられず暴言、暴力へ走る子が多くなった。その為、まわりの子とうまく遊べない。集団で手のかかる子になっている。
・同年代のお友達と遊ぶ機会がない子や、一人っ子の子どもは、家庭では親だけの関わりが多い為、自分の思い通りに物事が進むことが多いのか、集団生活で自分の思いが通らないことがあると、かんしゃくを起こすことが多い。
・親が先回りして子どもを手伝ってしまったり、物を与えてしまったりする為、約束やルールを理解せず行動してしまうことがある。
・幼稚園の集団生活の中で、友達に譲ったり、困っている友達を助けたりする思いやりの気持ちが育っていくといいなと思う。
・いつでも自分の思い通りにはいかない時には我慢することも大切だということを学んでほしい。
・年齢や個々の性格もあるが、自我の芽生えと共に、しっかり向き合っその場での関わり方、行動を体験しながらサポートする。
・積極的に友達を誘って遊べるようになってほしい。
・挨拶に関しては、普段から徹底して声かけしているが、なかなか積極的にすることができていない。友だちの保護者や来訪者にも進んで挨拶ができるようになってほしい。
・相手の気持ちを考えて、思いやりをもつことも大事だが、自分の気持ちを相手に伝えられる人間関係、環境を作っていきたい。
・自分の気持ちをうまく言葉で言えず、泣いて訴える児が年長児でも増えてきたように感じる。
・まずは、あいさつや返事から始まると思うので、保護者側から子どもに対してあいさつや返事の見本となるよう心掛けている。
・小さいクラスでは、集団を学ぶ段階でケンカやわがままを通そうという気持ちも大きく、よくトラブルが起こっている。(おもちゃを取られた、ぶつかった、押されたなど)。
・家では自由に遊べるのに園ではできないという理不尽も感じていると思うので、「こうしたい」という気持ちも理解、共感して、ルールも教えていきたい。
・人と人とのコミュニケーションが少なくなっている。
・自分で自己主張ができる。
・率先して前に立つ(発表する)。
・5歳児は全員ではないが、自分から進んで挨拶できる子が多い。3、4歳児もその姿をお手本にできる子が増えていけばいいなと思う。
・5歳児の女の子たちは3歳児たちを気にかけてくれる姿がある。
・友だちに優しくできる。
・「ごめんね」が中々言えない。
・ルールを守る。(我慢して待つことも時には大切である。)
・雰囲気を感じ取る。

③ 学びに向かう力をつけるために大事だと思うこと

主な意見
・家庭での読み聞かせスキンシップの有りかたを大切にしてほしい。
・学びの時間（活動や体験）を皆で楽しむ。好きになるきっかけを増やす。
・園でも家庭でも、学びの機会をつくる。
・自分でやりたいという気持ちを起こしてくれるよう色々なことに興味関心を持たせる。
・親と関わり、出かけたり、自然体験する中で色々な事に興味を持つと思う。
・様々な遊びを経験し、やってみたい意欲を持つこと。
・話を聞き、理解して取り組める様にする事。
・好奇心を持ち挑戦する。
・協調性を持ちながらも自己主張できる。
・楽しみながら学び、あきらめずに頑張ること。
・絵本やおもちゃを通して、楽しく遊びながら文字や数字に興味をもつ。
・遊びに対して、大人が強制しない。子ども自身が興味を持ったことにさらに深く学べるようサポート（物理的にも精神的にも）すること。
・園外での活動を増やし、地域の方々との交流を増やす。
・他の園の見学や他園の保育者と交流し、遊びの引き出しを増やし、子どもたちがもっと興味を持てるようなものを提供する。
・物事に興味、関心を持つこと。
・見通しを持って粘り強く取り組むこと。

（４）保育所・幼稚園と小学校教育の円滑な接続について

主な意見
・小学校の学校公開に招待して頂き、年長児が参加させてもらっている。
・学校説明会に合わせて体験入学もあり、小学校の様子も見せてもらったり、上級生との交流もさせてもらっている。授業体験もできたら、更に小学校の学習の雰囲気なども伝わると思う。
・小学校の先生方にも、是非、幼稚園の様子を見に来て頂けると嬉しい。
・就学前に幼小連絡会を行っており、子ども達一人一人の様子を伝え情報共有することで、円滑に接続されていると思う。
・小学校への一日訪問、見学。
・園児と小学生児童が楽しめるような交流の場を作る。
・交流会（体験）。
・施設について知る。
・給食の体験、見学
・幼小連絡会や交流会（実際行なっています）。
・交流会は野間小だけなので、他の学校ともできるとよい。

第3章 第2期計画の実施状況及び本町の課題

1 見込み及び実績の状況

(1) 教育・保育の実施状況（実績は各年4月1日現在の認定者数）

年度	項 目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1・2歳	合計
令和 2 年度	計 画	24人	140人	16人	67人	83人
	実 績	18人	162人	12人	96人	108人
	差異（実績-計画）	▲6人	22人	▲4人	29人	25人

令和 3 年度	計 画	24人	138人	16人	67人	83人
	実 績	26人	147人	13人	80人	93人
	差異（実績-計画）	2人	9人	▲3人	13人	10人

令和 4 年度	計 画	26人	140人	16人	67人	83人
	実 績	22人	154人	8人	70人	78人
	差異（実績-計画）	▲4人	14人	▲8人	3人	▲5人

令和 5 年度	計 画	26人	138人	16人	67人	83人
	実 績	18人	149人	5人	70人	75人
	差異（実績-計画）	▲8人	11人	▲11人	3人	▲8人

令和 6 年度	計 画	26人	137人	15人	67人	82人
	実 績	12人	144人	4人	57人	61人
	差異（実績-計画）	▲14人	7人	▲11人	▲10人	▲31人

※1号認定：定期的な保育の必要がなく、教育のみを希望する3歳から小学校入学前までの子ども

※2号認定：保育が必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する、3歳から小学校入学前までの子ども

※3号認定：保育が必要な要件に該当する、0歳から2歳までの子ども

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

※地域子ども・子育て支援事業については、延べ人数を「人日」、実人数を「人」と表記しています。

① 利用者支援事業

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実 績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

② 地域子育て支援拠点事業

月間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	66 人日	66 人日	66 人日	66 人日
実 績	78 人日	67 人日	66 人日	67 人日
差異（実績-計画）	8 人日	1 人日	0 人日	1 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

③ 妊婦健康診査事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	555 人	555 人	555 人	555 人
実 績	626 人	549 人	437 人	306 人
差異（実績-計画）	71 人	▲6 人	▲118 人	▲249 人

④ 乳児家庭全戸訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	55 人	55 人	55 人	55 人
実 績	52 人	49 人	36 人	24 人
差異（実績-計画）	▲3 人	▲6 人	▲19 人	▲31 人

⑤ 養育支援訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	8 人	8 人	8 人	8 人
実 績	2 人	4 人	7 人	1 人
差異（実績-計画）	▲6 人	▲4 人	▲1 人	▲7 人

⑥ 子育て短期支援事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
実 績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
差異（実績-計画）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
実 績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
差異（実績-計画）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑧ 一時預かり事業

ア) 幼稚園型

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画（1号認定）	115 人日	112 人日	123 人日	122 人日
計画（2号認定）	3,258 人日	3,186 人日	3,491 人日	3,483 人日
実績（1号認定）	112 人日	131 人日	383 人日	185 人日
実績（2号認定）	294 人日	191 人日	123 人日	365 人日
差異（実績-見込み）	▲2,967 人日	▲2,976 人日	▲3,108 人日	▲3,055 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

イ) 幼稚園型以外

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	470 人日	470 人日	470 人日	470 人日
実 績	454 人日	571 人日	523 人日	533 人日
差異（実績-見込み）	▲16 人日	101 人日	53 人日	63 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

⑨ 延長保育事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 人	0 人	0 人	0 人
実 績	0 人	0 人	0 人	0 人
差異（実績-計画）	0 人	0 人	0 人	0 人

⑩ 病児保育事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	101 人日	100 人日	98 人日	97 人日
実 績	0 人日	6 人日	12 人日	19 人日
差異（実績-計画）	▲101 人日	▲94 人日	▲86 人日	▲78 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

⑪ 放課後児童健全育成事業

年間実人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	1年生	42人	44人	38人	41人
	2年生	40人	36人	38人	33人
	3年生	28人	27人	24人	26人
	4年生	12人	21人	20人	18人
	5年生	11人	8人	14人	13人
	6年生	3人	3人	2人	3人
	合計	136人	139人	136人	134人
実 績	1年生	30人	30人	31人	44人
	2年生	25人	41人	19人	39人
	3年生	24人	28人	23人	36人
	4年生	3人	20人	14人	23人
	5年生	8人	5人	5人	17人
	6年生	2人	6人	1人	8人
	合計	92人	130人	93人	167人
差異（実績-計画）		▲44人	▲9人	▲43人	33人

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	5 か所	5 か所	7 か所	7 か所

2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況

基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援

【主な事業・取組の実施状況】

母子健康手帳交付（町民課（保健センター））				
概要	交付日を月2回設定し、産婦人科からの妊娠届出書を提出した者に交付する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数	46件	45件	32件	28件

妊婦健康診査（町民課（保健センター））				
概要	妊婦の健康の保持及び増進を目的とした妊婦健康診査について、14回分の助成を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	626件	549件	437件	306件

妊婦歯科検診（町民課（保健センター））				
概要	母子手帳交付時に歯科検診を実施し、個別交付者には妊婦歯科検診無料受診券を交付し、町内の歯科医院で受診できるようにする。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診実人数	39人	38人	15人	24人

すこやかマタニティ教室（町民課（保健センター））				
概要	「栄養・お父さんの妊婦体験」、「母乳育児」、「沐浴・家族計画」等を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
父親受講者延べ人数	12人	15人	8人	1人
母親受講者延べ人数	21人	16人	16人	1人
合計受講者延べ人数	33人	31人	24人	2人

未熟児養育医療の助成（町民課（保健センター））				
概要	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、交通費・宿泊費の助成を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	4件	0件	5件	2件

新生児聴覚検査（町民課（保健センター））				
概要	新生児に対し実施し、聴覚障がい早期発見・早期療育につなげることを目的とする。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査人数	58人	40人	46人	26人

産婦健康診査（町民課（保健センター））				
概要	産後うつ予防や虐待予防を図るため、産後2週間と産後1か月の産婦に対し健康診査を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査件数	107件	87件	88件	49件

新生児（乳児）等訪問、乳児家庭全戸訪問事業（町民課（保健センター））				
概要	保健師が産婦及び乳幼児を訪問し、体調の変化や育児についての支援や子育ての孤立化を防ぐため、不安や悩みを聞いたり子育てに関する情報提供を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	60件	41件	39件	24件

養育支援訪問事業（町民課（保健センター））				
概要	様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を訪問により養育上の諸問題の解決・軽減を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	2件	11件	10件	1件

ぽかぽか教室（町民課（保健センター））				
概要	生後2か月児とその母親を対象とし、乳児の身体計測や母親の育児不安軽減のための相談支援、母親同士の交流を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	33人	33人	23人	21人

乳幼児健診（町民課（保健センター））				
概要	乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、発達の節目にあわせて実施する。			
3～4か月児健診				
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	51人	51人	42人	29人
受診率	98.1%	100%	93.3%	100%
6～8か月児健診				
受診者数	48人	50人	45人	34人
受診率	94.1%	94.3%	95.7%	100%
もうすぐ1歳児健診（9～11か月児健診）				
受診者数	52人	52人	41人	41人
受診率	96.3%	94.5%	87.2%	95.2%
1歳6か月児健診				
受診者数	78人	42人	47人	52人
受診率	100%	97.7%	92.2%	100%
2歳児健診				
受診者数	69人	50人	52人	43人
受診率	94.5%	92.6%	89.7%	87.8%
3歳児健診				
受診者数	62人	67人	56人	46人
受診率	95.2%	97.1%	91.8%	90.2%
5歳児健診				
受診者数	61人	58人	61人	62人
受診率	93.8%	92.0%	92.4%	91.2%

産後ケア事業（訪問型）（町民課（保健センター））				
概要	産後4か月以内の母子で家族等から、十分な家事や育児の援助が受けられず心身の不調や育児不安のある者に対し、自宅に訪問し、個別に心身のケアやサポート等の支援を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数	33件	33件	23件	21件

乳幼児歯科健診（町民課（保健センター））				
概要	もうすぐ1歳児健診（9～11か月児健診）や1歳6か月児健診において個別歯科保健指導とフッ素塗布、1歳6か月児～5歳児健診において集団歯科検診・個別歯科保健指導等を実施する。			
1歳6か月児健診				
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人平均むし歯数	0.05本	0本	0本	0本
むし歯有病率	1.24%	0%	0%	0%
2歳児健診				
1人平均むし歯数	0.09本	0本	0.17本	0.02本
むし歯有病率	2.9%	0%	0.2%	2.3%
3歳児健診				
1人平均むし歯数	0.36本	0.05本	0.18本	0.54本
むし歯有病率	9.7%	9.0%	5.4%	10.9%
5歳児健診				
1人平均むし歯数	1.2本	0.36本	0.90本	1.10本
むし歯有病率	44.3%	36.2%	34.4%	29.0%

乳幼児相談（町民課（保健センター））				
概要	医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士及び理学療法士・作業療法士と言語聴覚士で実施しており、健診後の経過の確認や発育発達や育児上の不安等について、継続的に相談出来るような体制を整えている。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談者数	35人	26人	33人	20人

乳幼児健診の場を通じた情報提供（町民課（保健センター））				
概要	3か月児から8か月児まで、試食を混じえた離乳食指導を行う。もうすぐ1歳児健診（9～11か月児健診）では、手作りおやつの配布や食事指導を行う。また、1歳6か月児には健康教育を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
離乳食指導件数 （3～8か月児）	99件	101件	87件	63件
食事指導件数 （1歳児）	52件	52件	41件	41件
健康教室 （1歳6か月児）	78件	42件	47件	52件

栄養相談・栄養指導の実施（町民課（保健センター））				
概要	乳幼児健診時や電話・来所での相談を随時受け付けている。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	24件	24件	14件	7件

おやこ料理教室（町民課（保健センター））				
概要	町内小学校7校、中学校1校、保育所、認定こども園に案内文を出し、食育の話や親子料理教室をとおして食の大切さを啓発する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	9回	9回	9回	9回
参加延べ人数	139人	164人	137人	140人

食育の推進（中央保育所）				
概要	保育所にある畑等を利用し、種の植え付け及び収穫を行い園児が旬の食材を自分たちで育て食べることの喜びを学ぶ。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	6回	6回	6回	6回

2 地域における子育ての支援

【主な事業・取組の実施状況】

地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）（中央保育所）				
概要	子育て支援センター「おひさま」において、育児不安等についての相談や子育て親子が気軽に集い、交流ができる場を提供する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ人数	935人	803人	792人	807人

一時預かり事業（中央保育所）				
概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保育を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ人数	454人	571人	523人	533人

かごしま子育て支援パスポート事業（地域福祉課）				
概要	鹿児島県及び県内の市町村、事業の趣旨に賛同いただいた協賛店と共同で、子育て家庭を応援するため実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数	6件	2件	1件	0件

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

1 学校の教育環境等の整備

【主な事業・取組の実施状況】

基礎的・基本的内容の確実な定着（学校教育課）				
概要	各種学力検査結果の分析を行い、各学校の課題に応じた指導法の改善や共通実践項目を設定し、児童生徒の基礎的・基本的内容の定着を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	10回	10回	12回	17回

特別支援教育の推進（学校教育課）				
概要	児童生徒の特別な教育的ニーズを的確に把握し、適切な支援や助言を行うことにより個々の児童生徒の適切な発達を促す。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援学級数 （小学校）	10 学級	8 学級	8 学級	9 学級
特別支援学級数 （中学校）	1 学級	1 学級	2 学級	2 学級

特色ある学校づくり事業（学校教育課）				
概要	各学校、地域の特性を生かして体験的な特色ある教育活動を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校数	8 校	8 校	8 校	8 校

うみがめ留学制度（学校教育課）				
概要	島外から転学を希望する児童について、校区は里親の協力を得て「留学生」として受け入れ、地元児童との交流の中で、お互いが刺激を受けることにより教育効果の向上と学校及び地域の活性化を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受入児童数	6 人	7 人	2 人	9 人

教職員研修会（学校教育課）				
概要	各教科担当や職種毎に研修を実施することで、指導力の向上や効果的な業務の推進を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	24 回	24 回	24 回	24 回

学校施設の改修事業（教育総務課）				
概要	安心安全な教育環境を確保するため、学校施設の改修を行い、施設の快適性と安全性の向上を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	68,966 千円	70,860 千円	82,729 千円	70,336 千円

学校給食の充実（給食センター）				
概要	栄養教諭による各学校への訪問指導を充実し、児童生徒及び保護者への「食」に対する意識の高揚を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問回数	30回	30回	30回	30回

食育に関する保健・教育等の連携（町民課（保健センター））				
概要	学校保健委員会等での食育に関する講話の実施やパソコンを使った食事バランスチェックを行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	11回	10回	3回	10回

思春期保健相談体制の充実（社会教育課）				
概要	各学校各学年に推進されている思春期保健について共有し、必要に応じて講演会や講義を開催する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	1回	1回	1回

2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

【主な事業・取組の実施状況】

家庭教育学級（社会教育課）				
概要	町内の全ての小・中学校において、家庭教育の重要性や家庭教育の在り方などについて学習する場として実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	60回	62回	70回	73回

なかたね学童保育（社会教育課）				
概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後における安全で健やかな育成を推進するため、各学校の空き教室等を活用し、地域の中で児童を見守り育てる。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数	72人	121人	90人	-

子ども体験活動促進事業（社会教育課）				
概要	多くの人々との交流を通して様々な体験を行うことで、子どもたちの個性や創造性を更に深め、健康で豊かな人間形成を目指す。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加児童数	130人	182人	224人	233人

指導者養成講座の充実（社会教育課）				
概要	スポーツ推進員の研修会、スポーツ少年団指導者講習会を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	7回	7回	7回	7回

なかたねの子表彰（社会教育課）				
概要	文化活動やスポーツ活動、善行活動において、めざましい功績を収めた児童生徒を表彰する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
表彰人数	51人	56人	50人	65人

健全育成対策（社会教育課）				
概要	長期休業前（夏・冬・春）及び夏祭り開催時に「愛のパトロール」を実施し、青少年の非行防止啓発に努める。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	1回	1回	1回	1回

青少年育成推進員活動への支援（社会教育課）				
概要	各小学校区に青少年推進員を配置し、地域と連携して各種行事等での活動を支援する。また、安全教育・人権教育等研修会を行い、推進員の育成を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青少年推進員配置数	9人	9人	9人	9人

教育相談事業（学校教育課）				
概要	中学校へスクールカウンセラー※を派遣し、生徒・教師の相談活動を実施する。また、臨床心理士の派遣事業を実施し、生徒や保護者の教育相談を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	3回	3回	3回	3回

中学生を対象としたキャリア講座（学校教育課）				
概要	中学校の立志式において、地元や島内出身者で活躍されている方を講師に招き講演会を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講演会開催回数	1回	1回	1回	1回

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

1 児童虐待防止対策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

中種子町要保護児童対策地域協議会（地域福祉課）				
概要	要保護児童対策地域協議会を年1回開催する。また、児童生徒の要保護等の事例があった場合は、その都度関係機関と連携して、個別会議を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	1回	1回	1回

【再掲】産後ケア事業（訪問型）（町民課（保健センター））				
概要	産後4か月以内の母子で家族等から、十分な家事や育児の援助が受けられず心身の不調や育児不安のある者に対し、自宅に訪問し、個別に心身のケアやサポート等の支援を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	0件	2件	9件	13件

2 障がい児施策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

療育支援事業（コスモス教室）（地域福祉課）				
概要	乳幼児健康診査や育児相談を踏まえて、経過観察が必要とされた乳幼児に対して、成長発達を促すとともに、適切な育児ができるよう専門職が相談・助言を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	10回	14回	7回	0回
参加実人数	25人	30人	10人	0人

教育支援委員会（学校教育課）				
概要	各学校での教育支援委員会や町就学教育相談の結果を受け、教育支援委員会を実施し判断を行い、適切な就学指導を行う。未就学児については保育所等との連絡会を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	5回	5回	5回	5回

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【主な事業・取組の実施状況】

ひとり親家庭等医療費助成事業（地域福祉課）				
概要	ひとり親家庭等（母子・父子家庭等）の生活安定と福祉の向上を図るため医療費助成を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	813件	946件	814件	794件

母子家庭の母親の就業促進（地域福祉課）				
概要	母子家庭の母親の就業を促進するため、労働関係機関等と連携し、求人情報の提供を行う。また、個別相談等があった場合は、関係機関と連携して対応する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	3人	2人	1人	2人

児童扶養手当（地域福祉課）				
概要	18歳到達後の最初の3月31日までの児童で、父母が婚姻を解消した児童等（父死亡、父障がい、父生死不明、遺棄、未婚等）を監護している母、又は、母にかわって養育している方に対して支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	68人	55人	60人	58人

基本目標4 子育てを応援する環境づくり

1 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

【主な事業・取組の実施状況】

【再掲】すこやかマタニティ教室（町民課（保健センター））				
概要	「栄養・お父さんの妊婦体験」、「母乳育児」、「沐浴・家族計画」等を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
父親受講者延べ人数	12人	15人	8人	1人
母親受講者延べ人数	21人	16人	16人	1人
合計受講者延べ人数	33人	31人	24人	2人

2 子どもの安全を守る取組

【主な事業・取組の実施状況】

スクールガードリーダーの配置（学校教育課）				
概要	スクールガードリーダーによる登下校時の見守りを実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スクールガードリーダー 配置人数	1人	1人	1人	1人

交通指導員の配置（総務課（消防交通係））				
概要	登校時の交通安全指導を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	40回	40回	40回	40回

交通安全教室（総務課（消防交通係））				
概要	各学校等の計画に合わせ、交通安全教室を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	9回	9回	9回	9回

カーブミラーの整備（総務課（消防交通係））				
概要	交通安全対策特別交付金による事業により、カーブミラー・ガードレール等の整備を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円

防犯灯設置事業（総務課（消防交通係））				
概要	防犯組合の事業として、新規設置及び修理等を行い犯罪防止に努める。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	39基	28基	31基	29基

防犯研修会の充実（総務課（消防交通係））				
概要	防犯組合の活動による防犯意識の普及啓発を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	1回	1回	1回

保護者・地域との連携による防犯活動（総務課（消防交通係））				
概要	青色防犯パトロールによる防犯活動を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	50回	50回	50回	50回

3 子育てに係る経済的負担の軽減

【主な事業・取組の実施状況】

乳幼児等医療費の助成（地域福祉課）				
概要	乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進するため、高等学校卒業までの乳幼児等医療費の自己負担分を全額助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成延件数	4,672件	4,056件	4,209件	4,774件

【再掲】児童扶養手当（地域福祉課）				
概要	18歳到達後の最初の3月31日までの児童で、父母が婚姻を解消した児童等(父死亡、父障がい、父生死不明、遺棄、未婚等)を監護している母、又は、母にかわって養育している方に対して支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	68人	55人	60人	58人

【再掲】ひとり親家庭等医療費助成事業（地域福祉課）				
概要	ひとり親家庭等（母子・父子家庭等）の生活安定と福祉の向上を図るため医療費助成を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	813件	946件	814件	794件

3 基本目標ごとの評価指標達成状況

基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	保育所待機児童数	0人	0人	0人	達成
2	放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人	0人	達成
3	子育てに関する不安感や負担感を感じている就学前児童保護者の割合	45.4%	減少	49.6%	未達成
4	希望した時期に保育所、幼稚園等を利用出来なかった就学前児童保護者の割合	8.5%	減少	1.6%	達成
5	子育て環境や支援に満足していない就学前児童保護者の割合	31.8%	減少	28.5%	達成
6	1歳6か月児健診の受診率	94.9%	増加	100%	達成
7	3歳児健診の受診率	91.3%	増加	90.2%	未達成
8	3歳児のむし歯有病率	17.5%	減少	10.9%	達成

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	子育てに関する不安感や負担感を感じている小学生保護者の割合	36.9%	減少	34.2%	達成
2	子どもとの時間を十分にとれていない小学生保護者の割合	25.6%	減少	30.3%	未達成
3	子育て環境や支援に満足していない小学生保護者の割合	29.3%	減少	24.2%	達成

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	経済的理由により子どもの進路が制約されている就学前児童保護者の割合	7.4%	減少	13.9%	未達成
2	経済的理由により子どもの進路が制約されている小学生保護者の割合	9.8%	減少	8.7%	達成
3	経済的理由により塾や習い事をしていない就学前児童保護者の割合	13.5%	減少	14.7%	未達成
4	経済的理由により塾や習い事をしていない小学生保護者の割合	21.6%	減少	9.3%	達成

基本目標4 子育てを応援する環境づくり

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」と回答した就学前児童保護者の割合	41.7%	減少	46.7%	未達成
2	「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」と回答した小学生保護者の割合	30.5%	減少	31.6%	未達成
3	「子どもと接する時間が少ない」と回答した就学前児童保護者の割合	22.7%	減少	21.2%	達成
4	「子どもと接する時間が少ない」と回答した小学生保護者の割合	26.8%	減少	28.1%	未達成

4 本町の課題

(1) 少子化対策

本町の出生数は令和元年をピークに減少傾向にあり、令和4年は46人となっています。合計特殊出生率は、国や県より高い値ではあるものの、平成30年から令和4年までの平均が1.99となっており、少子化の進行は今後も進むものと予想されます。

少子化の背景には、未婚・晩婚化、経済的な不安定さ、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況、出会いの機会の減少、若者の人口流出など、様々な要因が複雑に絡み合っています。対策は容易ではありませんが、結婚や出産、子育てに関する一人一人の希望がかなえられるよう取り組む必要があります。

(2) 子育て環境や支援の満足度

本町の子育ての環境や支援に「満足」と回答した人の割合は、就学前児童保護者23.4%、小学生保護者20.3%なのに対して、「満足していない」と答えた人の割合は、就学前児童保護者28.5%、小学生保護者24.2%となっています。満足度の向上を目指して、子どもや子育て世帯への支援を総合的に充実させていく必要があります。

(3) 相談支援体制の充実

子育てに関して相談できる人や場所が「いない/ない」と回答した人の割合は、就学前児童保護者7.3%、小学生保護者7.8%となっています。子育て中の保護者が地域や社会から孤立することがないように、相談窓口の周知や相談支援体制の充実が必要です。

(4) 幼児期までの子どもの育ちの支援

国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」にあるとおり、乳幼児期は、子どもの生涯にわたるウェルビーイング※の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう取り組む必要があります。

(5) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。

「こども家庭センター りんく」を中心として、関係機関の連携のもと、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、全ての人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組む必要があります。

(6) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることにについて、「子どもと接する時間が少ない」と答えた人の割合は、就学前児童保護者 21.2%、小学生保護者 28.1%と高くなっています。核家族世帯、共働き世帯が増加し、仕事等の理由で、子どもを自宅でみることのできない場面が増えています。家事・育児の負担が、依然として女性に偏っている現状も踏まえ、一時預かりや病児・病後児保育など、保護者の実態とニーズに合わせた一時的保育等関連サービスの充実に取り組む必要があります。

(7) 子どもの貧困対策

経済的理由により子どもの進路が制約されていると思われる割合は、就学前児童保護者 13.9%、小学生保護者 8.7%となっています。また、経済的理由により塾や習い事をしていない割合は、就学前児童保護者 14.7%、小学生保護者 9.3%となっています。貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るため、教育の支援や生活の安定のための支援に取り組む必要があります。

第4章 基本理念、基本目標、施策の体系

1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのような中、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの存在と発達が保障される必要があります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要がある子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において、子育て支援の各種施策を可能な限り講じることにより、その健やかな育ちを確保することも重要です。

そのため、本計画の基本理念を前期計画の基本理念を踏襲し、次のように定めます。

【基本理念】

「共につくる 生きがいに満ちた まちづくり」

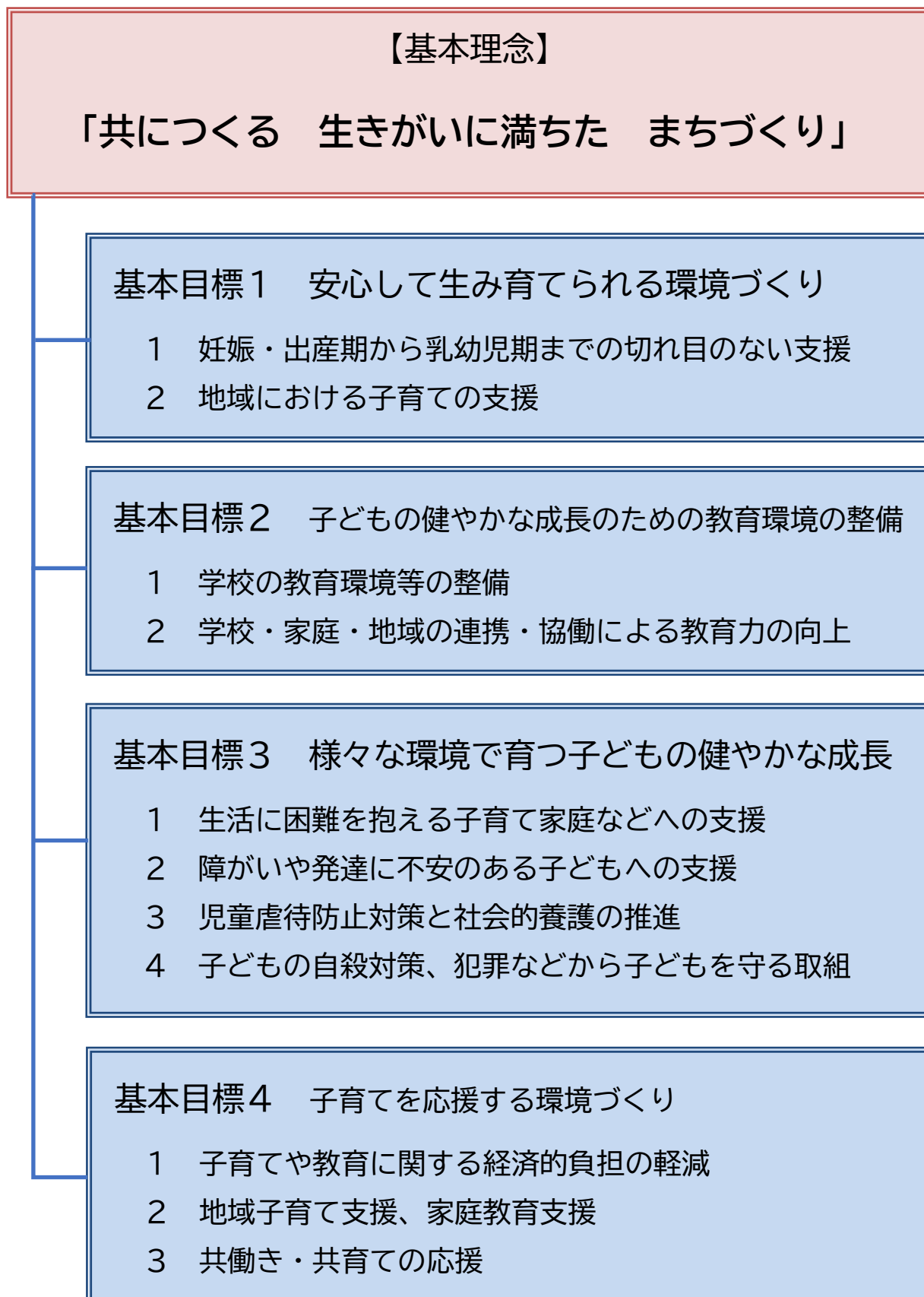
2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

【基本目標】

- 1 安心して生み育てられる環境づくり
- 2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- 3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長
- 4 子育てを応援する環境づくり

3 施策の体系



第5章 基本目標ごとの取組

基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、等しく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにすることが必要です。

1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援

妊娠から出産後まで子どもの生涯にわたる心と身体健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組めます。また、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組めます。

適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

(1) 妊娠・出産に関する支援の充実

① 不妊治療費の助成

保険適用による特定不妊治療を行う医療機関のない離島地域の夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療に係る交通費や宿泊費の一部を助成することで、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進します。

② 妊産婦に対する支援の充実

必要に応じて産婦の心身のケア・育児サポートを実施するとともに、全ての家庭を訪問するなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実に取り組めます。

また、乳幼児健康診査や家庭訪問などにおいて、支援が必要な母親を把握し、助産師、保健師による継続的な家庭訪問を行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。

③ 情報提供の充実

ホームページや広報紙などを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、乳児訪問、乳幼児健康診査など、様々な機会を捉えて、適切な情報提供と相談を行います。

(2) 乳幼児の健康づくりと小児医療の推進

① 乳幼児の健康づくり

乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて関係機関への紹介などを行います。

また、保育所等において、園児への健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。

② 小児医療の推進

安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の基盤となる小児医療体制の充実・確保に取り組むとともに、県や近隣市町村及び関係機関との連携を図ります。

(3) 食育の推進

乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期であることから、「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を推進します。

2 地域における子育ての支援

乳幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。また、安心して子どもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供しつつ、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

(1) 幼児教育・保育サービスの充実

① 教育・保育の提供体制の確保

教育・保育のニーズに的確に対応するため、中種子町子ども・子育て会議の意見も踏まえながら、教育・保育施設による提供体制を確保します。

② 保育士人材の確保

保育士を安定的に確保するため、ハローワークなどと連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）などの就職を支援します。

③ 多様な保育サービスの充実

保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日の保育、病児・病後児保育、一時預かりなど、多様な保育サービスについて、今後のニーズに応じて、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、受け皿の確保を検討します。

④ 教育・保育の質の向上

保護者の生活の実態等を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援、子育て家庭の孤立の問題への対応など、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。また、教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、職員研修の充実に取り組み、教育・保育を支える基盤を強化します。

⑤ 教育・保育における連携推進

保育所などにおいて、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や小・中学校、地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育を推進します。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

① 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供

乳幼児と一緒に遊べ、親子のふれあいや母親同士の交流の場の充実を図るとともに、子育て支援に関するイベント等の情報提供を行います。

② 身近で利用しやすい一時預かりの充実

乳幼児の保護者の子育てに関する不安・負担感を軽減するため、一時預かり事業の充実に取り組みます。

③ 子育て支援サービスの情報提供

ホームページや広報紙など様々な媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関する様々な情報を、分かりやすく町民に提供します。

(3) 地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり

子育て支援に関わるサポーターの養成やリーダー向けの研修会・交流会などを通じて、様々な人が子どもや子育て家庭に関わりながら、地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
中種子町離島地域不妊治療支援事業助成金交付	保険適用による特定不妊治療を行う医療機関のない離島地域の夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療に係る交通費や宿泊費の一部を助成することで、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進します。	地域福祉課 こども未来係
母子健康手帳交付	交付日を月2回設定し、産婦人科からの妊娠届出書を提出した者に交付します。	
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を目的とした妊婦健康診査について、14回分の助成を行います。	
妊婦歯科検診	母子手帳集団交付時に歯科検診を実施します。個別交付者には、町内の歯科医院で受診できるよう妊婦歯科検診無料受診券を交付します。	
にじいろ家族	「母乳育児」、「沐浴・家族計画」等をニーズに合わせて実施します。	
遠方の分娩取扱施設への交通費等支援事業	医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センターまで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦に対し、交通費及び宿泊費を助成します。	
未熟児養育医療の助成	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、交通費・宿泊費の助成を行います。	
新生児聴覚検査	新生児に対し実施し、聴覚障がい早期発見・早期療育につなげることを目的とします。	
産婦健康診査	産後うつ予防や虐待予防を図るため、産後2週間と産後1か月の産婦に対し健康診査を行います。	
新生児（乳児）等訪問、乳児家庭全戸訪問事業	助産師・保健師が産婦及び乳幼児を訪問し、体調の変化や育児についての支援や子育ての孤立化を防ぐため、不安や悩みを聞いたり子育てに関する情報提供を行います。	
養育支援訪問事業	様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を訪問により養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。	
にじいろクラス	生後2か月児とその保護者を対象とし、乳児の身体計測や保護者の育児不安軽減のための相談支援、保護者同士の交流を図ります。	
乳幼児健診	乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、発達の節目にあわせて実施します。	
乳幼児歯科健診	9～11か月から5歳児健診までの集団歯科検診・個別歯科保健指導等を実施します。	
乳幼児相談	健診後の経過の確認や発育発達や育児上の不安等について、専門職（医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）に相談出来る体制を整えています。	

産後ケア事業（訪問型、短期入所型、通所型）	産後1年以内の母子で家族等から、十分な家事や育児の援助が受けられず心身の不調や育児不安のある者に対し、個別の心身のケアやサポート等の支援を実施します。訪問型直営、短期入所型と通所型は医療機関委託で実施します。	地域福祉課 こども未来係
巡回相談	相談を希望する町内の保育施設、小学校、中学校に専門職（理学療法士、言語聴覚士等）を派遣し、発達支援等に関する助言を行います。	
りんくのひろば	親子で遊び、保護者同士の交流ができるよう交流スペースを解放します。	
病後児保育	公立種子島病院内の病後児保育施設ひだまりにおいて、病後児保育事業を実施します。	
かごしま子育て支援サポート事業	鹿児島県及び県内の市町村、事業の趣旨に賛同いただいた協賛店と共同で、子育て家庭を応援するため実施します。	
乳幼児健診の場を通じた情報提供	3か月児から8か月児まで、試食を混ぜえた離乳食指導を行います。9～11か月児健診では、手作りおやつやの配布や食事指導を行います。また、1歳6か月児には健康教育を実施します。	町民課 保健センター
栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児健診時や電話・来所での相談を随時受け付けています。	
おやこ料理教室	町内小学校7校、中学校1校、保育所、認定こども園に案内文を出し、食育の話や親子料理教室をとおして食の大切さを啓発します。	
食育の推進	保育所にある畑等を利用し、種の植え付け及び収穫を行い園児が旬の食材を自分たちで育て食べることの喜びを学びます。	中央保育所
地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）	子育て支援センター「おひさま」において、育児不安等についての相談や子育て親子が気軽に集い、交流ができる場を提供します。	
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保育を行います。	

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期の子どもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティ※を形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期の子どもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支えていくことが重要です。

1 学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

(1) 確かな学力の向上

児童生徒に、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。

また、分かる・できる授業を推進するために、個に応じた指導や小・中学校の連携、情報教育、国際理解教育の充実を図ります。

(2) 豊かな心の育成

心豊かな児童生徒を育むため、学校で行われる授業の公開や自然体験、伝統・文化体験、社会体験を通して、学校や家庭、地域社会との三者連携を図りながら、道徳教育を推進します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

（３）次世代の担い手となる人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

（４）安全・安心な教育環境の充実

安全に快適に学び、安心して過ごせる教育環境に向けて、適正規模と適正配置の推進や、学校施設の長寿命化を推進します。

（５）情報活用能力の育成

情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のＩＣＴ※環境整備とＩＣＴを活用した学習活動の充実を図ります。また、プログラミング教育等による情報活用能力の育成を図ります。

（６）子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育

① 健やかな体の育成

児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。

また、運動や体力づくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。

② 保健対策の充実と健康教育の推進

性に関する健全な意識のかん養と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

（７）信頼される学校づくり

自己評価及び保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による、開かれた、信頼される学校づくりを推進します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

学校、家庭、地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働し、地域社会全体で子どもを守る観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体から教育力の向上を目指します。

(1) 家庭の教育力の向上

保護者に対する家庭教育の重要性や役割の啓発、学習機会や情報提供、学校・家庭・地域の連携などにより、様々な家庭の実態に応じたきめ細かな家庭教育支援を行います。

(2) 地域の教育力の向上

地域の大人が子どもたちの教育に関心を持ち、参画するとともに、子どもたちが、遊びや様々な体験活動の中で、主体性や豊かな人間性、社会性等を育むことができる環境を整備します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
学力の定着	各種学力検査結果の分析を行い、各学校の課題に応じた指導法の改善や共通実践項目を設定し、児童生徒の学力内容の定着を図ります。	学校教育課
特別支援教育の推進	児童生徒の特別な教育的ニーズを的確に把握し、適切な支援や助言を行うことにより個々の児童生徒の適切な発達を促します。	
特色ある学校づくり事業	各学校、地域の特性を生かして体験的な特色ある教育活動を実施します。	
うみがめ留学制度	留学実施委員会を組織した小学校区が、島外から転学を希望する「留学生」として受け入れ、地元児童との交流の中で、お互いが刺激を受けることにより教育効果の向上と学校及び地域の活性化を図ります。	
教職員研修会	各教科担当や職種毎に研修を実施することで、指導力の向上や効果的な業務の推進を図ります。	
教育相談事業	中学校へスクールカウンセラーを派遣し、生徒・児童・保護者・職員の相談活動を実施します。また、臨床心理士の派遣事業を実施し、生徒・児童・保護者の教育相談を行います。	
キャリア教育推進事業	各小中学校で、児童生徒が自分の生き方や働き方について学び、考える機会を設けます。また、高学年児童が町内の多様な職業の方の話を伺うキャリアフェスタを行います。	教育総務課
学校施設の改修事業	安心安全な教育環境を確保するため、学校施設の改修を行い、施設の快適性と安全性の向上を図ります。	

学校給食の充実	栄養教諭による各学校への訪問指導を充実し、児童生徒及び保護者への「食」に対する意識の高揚を図ります。	給食センター
食育に関する保健・教育等の連携	学校保健委員会等での食育に関する講話の実施やパソコンを使った食事バランスチェックを行います。	町民課 保健センター
家庭教育学級	町内の全ての小・中学校において、家庭教育の重要性や家庭教育の在り方などについて学習する場として実施します。	社会教育課
子ども体験活動促進事業	多くの人々との交流を通して様々な体験を行うことで、子どもたちの個性や創造性を更に深め、健康で豊かな人間形成を目指します。	
指導者養成講座の充実	スポーツ推進員の研修会、スポーツ少年団指導者講習会を実施します。	
なかたねの子表彰	文化活動やスポーツ活動、善行活動において、めざましい功績を収めた児童生徒を表彰します。	
健全育成対策	長期休業前（夏）及び夏祭り開催時に「愛のパトロール」を実施し、青少年の非行防止啓発に努めます。	
青少年育成推進員活動への支援	各小学校区に青少年推進員を配置し、地域と連携して各種行事等での活動を支援します。また、安全教育・人権教育等研修会を行い、推進員の育成を図ります。	
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後における安全で健やかな育成を推進するため、地域の中で児童を見守り育てます。	地域福祉課 こども未来係

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

本町の子どもが、家庭環境に関わらず、夢や希望を持って生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、子どもの貧困対策に取り組みます。

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援など、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

様々な支援が必要な子どもに対し、全ての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦横連携）を推進します。

1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

子どもが、家庭の経済状況にかかわらず、健やかに成長できる環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの学習支援の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。また、安定した生活により、安心して子育てできるよう、ひとり親家庭の総合的な支援を推進します。

（１）教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、就学援助制度や奨学金、貸付等による経済的支援によって学習機会の確保・充実を図るとともに、子どもに対して教育により将来への希望を持つことができるよう啓発していきます。

経済的に困窮している世帯に対しては、「貧困の連鎖を教育で断つ」ことを確実に進めるため、学校教育による学力向上、ひとり親家庭や生活困窮者世帯等への学習支援などを行います。

（２）生活の安定に資するための支援

保護者に対しては、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援や子育てを両立するための生活支援を行います。一方、子どもに対しては、学校における健康教育等の強化を進めるとともに、健康診断や食育の推進などの保健衛生の取組強化を進めます。

（３）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭に対する資格取得の支援や職業紹介により、安定雇用による就労所得を増加させ、経済的自立による子どもの生活環境の改善につなげます。

(4) 経済的支援

教育費負担の軽減をはじめ、県や町などの各事業主体において、各種手当や就学援助費、貸付金などの現行制度の周知強化等による捕捉率※を高めます。

2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援

障がいのある子どもや発達に不安のある子どもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援、保育所等への巡回支援を行います。子どもの成長に不安を感じる家族に対しては、相談窓口を利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

保育所等や放課後児童クラブにおいては、障がいのある子どもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図ります。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組めます。

3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

(1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。

(2) 児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切に、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から継続的な支援を行うとともに、「中種子町要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

(3) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーにおける問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、子どもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

(4) 教育相談体制の充実

児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等では気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行える相談体制の強化を推進します。

児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう継続して取り組み、学校の教育相談体制の充実を図ります。

4 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、子どもへの自殺対策を推進します。

社会の情報化が進展する中、子どもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるように、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に努めます。

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

(1) 子どもの自殺対策

子どもが自身の心の危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育※」を継続して実施します。

また、様々な課題を抱える子どもに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー※を配置し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進します。

(2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

子どもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシー※の習得支援、子どもや保護者等に対する啓発、フィルタリング※の利用促進、ペアレンタルコントロール※による対応の推進など、安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

(3) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

子どもへの犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。また、警察、学校、PTA、家庭、地域との連携を強化し、子どもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

学校施設や通学路の安全点検・安全対策、見守り活動の充実を図り、子どもたちの安全・安心の確保を図る取組を推進します。

(4) 非行防止と自立支援

子どもの非行防止や、非行・犯罪に及んだ子どもとその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

社会全体として非行や犯罪に及んだ子どもに対する偏見をなくし、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等（母子・父子家庭等）の生活安定と福祉の向上を図るため医療費助成を行います。	地域福祉課 こども未来係
児童扶養手当	18歳到達後の最初の3月31日までの児童で、父母が婚姻を解消した児童等（父死亡、父障がい、父生死不明、遺棄、未婚等）を監護している母、又は、母にかわって養育している方に対して支給します。	
母子家庭の母親の就業促進	母子家庭の母親の就業を促進するため、労働関係機関等と連携し、求人情報の提供を行います。また、個別相談等があった場合は、関係機関と連携して対応します。	
ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（鹿児島県事業）	ひとり親家庭の親及び寡婦の個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決め等専門家による相談体制の整備などを総合的に行うことを目的とします。	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（鹿児島県事業）	配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行います。	
ひとり親家庭自立支援給付金事業（鹿児島県事業）	ひとり親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とします。	

ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業 (鹿児島県事業)	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ります。	地域福祉課 こども未来係
特別児童扶養手当	20歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人に支給します。	地域福祉課 福祉係
自立相談支援事業	生活困窮者及び生活困窮者の家族や、関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスにつなげます。	
教育支援委員会	各学校での教育支援委員会や町就学教育相談の結果を受け、教育支援委員会を実施し判断を行い、適切な就学指導を行います。未就学児については保育所等との連絡会を実施します。	教育委員会
中種子町要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を年1回開催します。また、児童生徒の要保護等の事例があった場合は、その都度関係機関と連携して、個別会議を実施します。	地域福祉課 こども未来係
産後ケア事業（訪問型、短期入所型、通所型）	産後1年以内の母子で家族等から、十分な家事や育児の援助が受けられず心身の不調や育児不安のある者に対し、個別の心身のケアやサポート等の支援を実施します。訪問型直営、短期入所型と通所型は医療機関委託で実施します。	
スクールガードリーダーの配置	スクールガードリーダーによる登下校時の見守りを実施します。	学校教育課
交通指導員の配置	登校時の交通安全指導を実施します。	総務課 消防交通係
交通安全教室	各学校等の計画に合わせ、交通安全教室を実施します。	
カーブミラーの整備	交通安全対策特別交付金による事業により、カーブミラー・ガードレール等の整備を実施します。	
防犯灯設置事業	防犯組合の事業として、新規設置及び修理等を行い犯罪防止に努めます。	
防犯研修会の充実	防犯組合の活動による防犯意識の普及啓発を実施します。	
不審者対応マニュアルの作成	文部科学省作成のマニュアルを配布し、各学校においては地域や学校の実情に応じたマニュアルを作成します。	
保護者・地域との連携による防犯活動	青色防犯パトロールによる防犯活動を実施します。	

基本目標4 子育てを応援する環境づくり

子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持って子どもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境づくりを推進します。

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

家庭内において育児負担が片親に偏らないように、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを応援します。

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子どもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成、幼児教育・保育の無償化、給食費等の無償化など、子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持って子どもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境づくりを推進します。

(1) 出産・子育て応援給付支援

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」と、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用できる「経済的支援」を一体として実施します。

(2) 子ども医療費助成

子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳から高校3年生相当年齢（満18歳到達後の最初の3月31日まで）の子ども医療費の全額支援（無償化）を継続します。

また、島内において、必要とする医療等を受けることができず、島外の医療機関へ通院等を行わなければならない子どもにおける経済的負担を軽減するために、通院等に要する経費（交通費、宿泊費等）について一部助成を行います。

(3) 幼児教育・保育の負担軽減

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図り、全ての子どもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。

(4) 学校給食費等の無償化

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小・中学校の学校給食費及び保育所・認定こども園等の副食費の助成を継続します。

2 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

(1) こども家庭センターの機能強化

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 地域における子育て支援の充実

延長保育事業については、就労形態の多様化等の理由による通常の利用時間を延長しての保育ニーズに対応するため、また、一時預かり事業については利用者ニーズに対応できるよう、今後も継続実施します。

病児保育事業については、安心して子育てができる環境整備を促し、児童の福祉の向上を図ります。また、利用促進のための広報等の推進に取り組めます。

そのほか、家庭支援事業を含む子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」を着実に実施します。

3 共働き・共育ての応援

共働き・共育ての応援に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の改善、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

(1) 仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

(2) 男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないよう、男女共同参画についての正しい理解の浸透に向け、様々な世代における広報啓発に取り組めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
出産祝金制度	結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備等の取組を推進することを目的として、出産子育て支援金（中種子町商工会商品券）を支給します。	地域福祉課 こども未来係
中種子町出産・子育て応援事業	安心して出産、子育てができる環境を整備することを目的に、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援の充実と経済的支援（給付金の支給）を一体的に行います。	
児童手当	高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人に対して、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に資することを目的として手当を支給します。	
子ども医療費助成	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、0歳から高校3年生卒業まで医療費を助成します。	
離島地域子ども通院費等支援助成	種子島島内において、必要とする医療等を受けることができず、島外の医療機関へ通院等を行わなければならない子どもにおける経済的負担を軽減するために、通院等に要する経費（交通費、宿泊費等）について一部助成を行います。	
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健及び児童福祉の両機能が、一体的に相談支援を行います。	
【再掲】 地域子育て支援拠点事業 （つどいの広場）	子育て支援センター「おひさま」において、育児不安等についての相談や子育て親子が気軽に集い、交流ができる場を提供します。	中央保育所
【再掲】 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保育を行います。	
【再掲】 病後児保育	公立種子島病院内の病後児保育施設ひだまりにおいて、病後児保育事業を実施します。	地域福祉課 こども未来係
【再掲】 にじいろ家族	「母乳育児」、「沐浴・家族計画」等をニーズに合わせて実施します。	

第6章 事業計画

1 提供区域

「子ども・子育て支援法第61条」により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本町では前期計画と同様に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て事業」の提供区域を町全体1区域として設定します。

2 量の見込み及び確保方策の概要

(1) 「量の見込み」を算出する事業

国から示された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

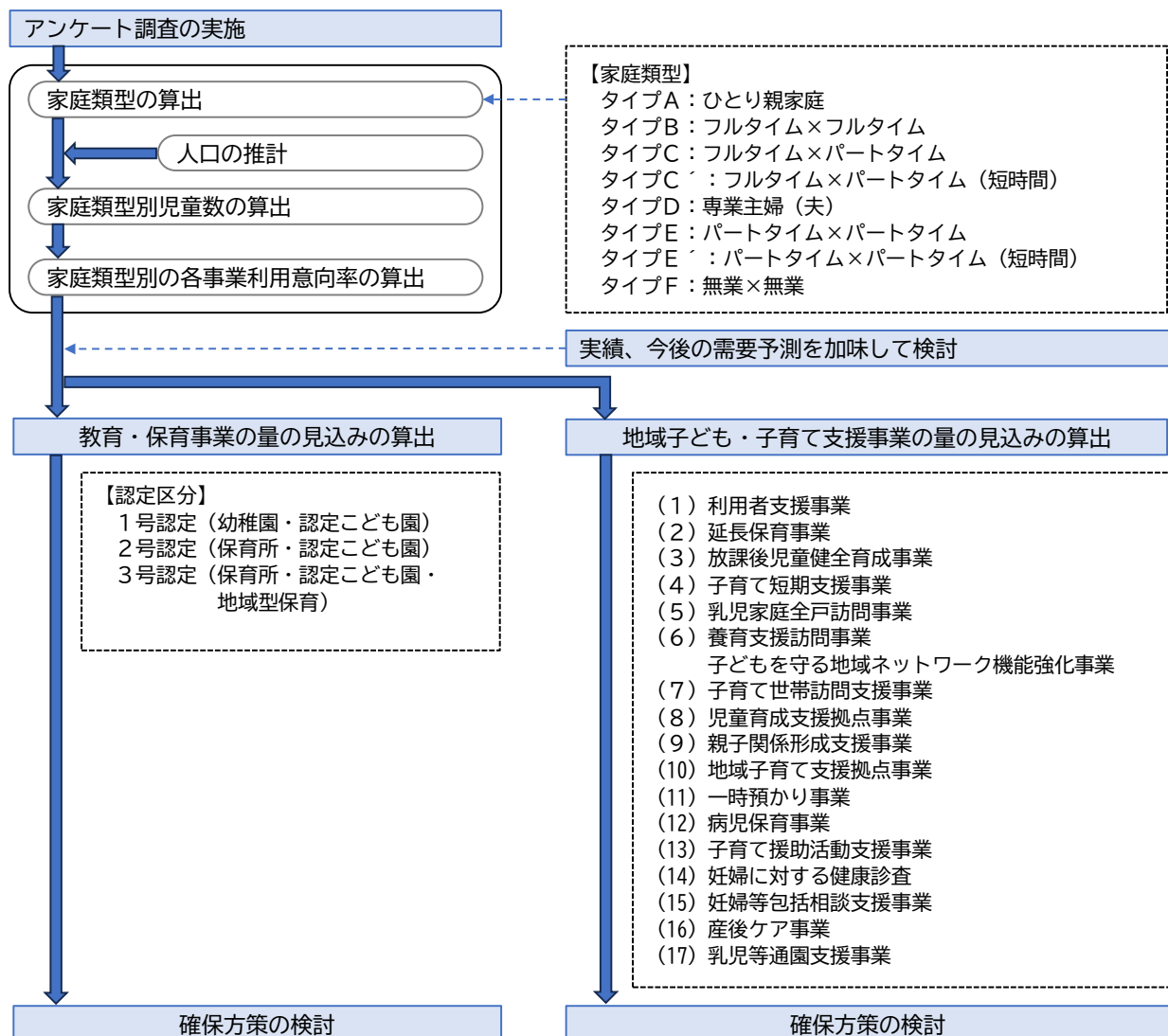
教育・保育	
1	子ども・子育て支援法第19条1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（1号認定）
2	子ども・子育て支援法第19条2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（2号認定、3号認定）
地域子ども・子育て支援事業	
1	利用者支援に関する事業
2	時間外保育事業
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	一時預かり事業
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業
11	妊婦に対して健康診査を実施する事業
12	産後ケア事業
13	乳児等通園支援事業

(2) 量の見込みと確保方策の検討

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和7年度を初年度とする、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本町においても、令和6年1月から2月まで実施したアンケート調査結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

【量の見込みの算出の流れ】

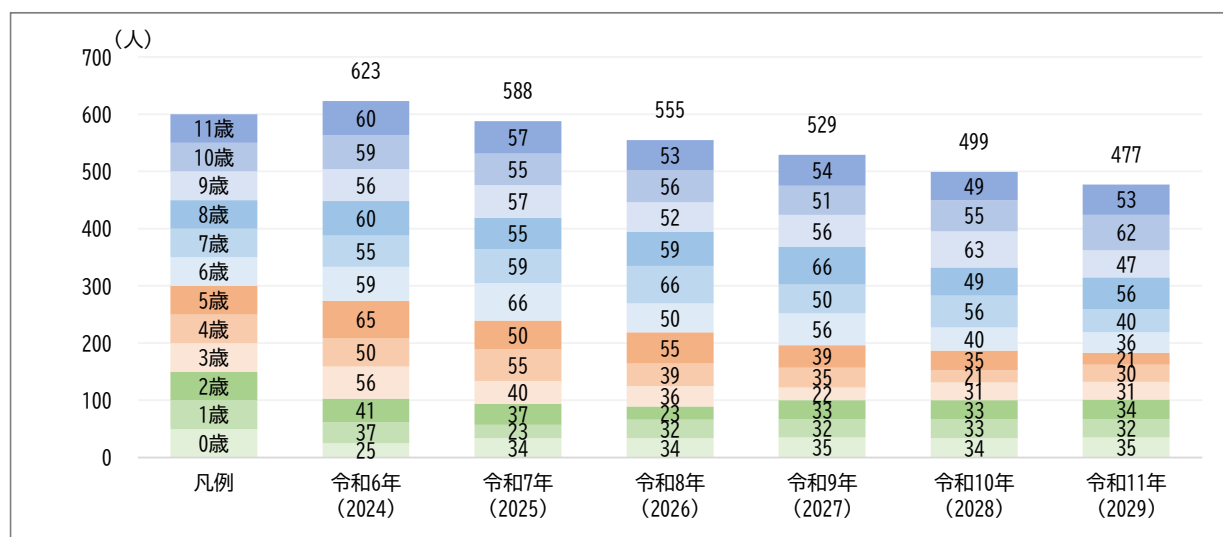


(3) 推計児童数の算出

各事業の「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、令和2年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法※を用いて算出しました。

単位：(人)

	実績	推計				
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0歳	25	34	34	35	34	35
1歳	37	23	32	32	33	32
2歳	41	37	23	33	33	34
3歳	56	40	36	22	31	31
4歳	50	55	39	35	21	30
5歳	65	50	55	39	35	21
小計	274	239	219	196	187	183
6歳	59	66	50	56	40	36
7歳	55	59	66	50	56	40
8歳	60	55	59	66	49	56
9歳	56	57	52	56	63	47
10歳	59	55	56	51	55	62
11歳	60	57	53	54	49	53
小計	349	349	336	333	312	294
合計	623	588	555	529	499	477



3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

(1) 対象となる家庭類型及び児童年齢

① 1号認定

【1号認定の3～5歳児】

対象となる家庭類型	タイプC'：フルタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプD：専業主婦（夫）家庭
	タイプE'：パートタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプF：無業・無業の家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

【2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの】

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

② 2号認定（保育の必要性あり 保育所等の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

③ 3号認定（保育の必要性あり 保育所等＋地域型保育の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	0歳～2歳児

(2) 量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育事業の量の見込み及び各園の定員等を勘案した確保方策を以下のとおり設定します。

1年目（令和7年度）		1号認定 + 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		12人	5人	125人	6人	16人	26人	48人
確保方策	認定こども園（幼稚園型）	20人		70人	0人	14人	15人	29人
	認可保育所			71人	7人	13人	14人	34人
	地域型保育事業				8人	0人	0人	8人
	② 合計	20人		141人	15人	27人	29人	71人
過不足（②-①）		3人		16人	9人	11人	3人	23人

2年目（令和8年度）		1号認定 + 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		11人	4人	112人	6人	22人	16人	44人
確保方策	認定こども園（幼稚園型）	20人		70人	0人	14人	15人	29人
	認可保育所			71人	7人	13人	14人	34人
	地域型保育事業				8人	0人	0人	8人
	② 合計	20人		141人	15人	27人	29人	71人
過不足（②-①）		5人		29人	9人	5人	13人	27人

3年目（令和9年度）		1号認定 + 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号 認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		8人	3人	83人	7人	22人	23人	52人
確保 方策	認定こども園（幼稚園型）	20人		70人	0人	14人	15人	29人
	認可保育所			71人	7人	13人	14人	34人
	地域型保育事業				8人	0人	0人	8人
	② 合計	20人		141人	15人	27人	29人	71人
過不足（②-①）		9人		58人	8人	5人	6人	19人

4年目（令和10年度）		1号認定 + 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号 認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		8人	2人	75人	6人	23人	23人	52人
確保 方策	認定こども園（幼稚園型）	20人		70人	0人	14人	15人	29人
	認可保育所			71人	7人	13人	14人	34人
	地域型保育事業				8人	0人	0人	8人
	② 合計	20人		141人	15人	27人	29人	71人
過不足（②-①）		10人		66人	9人	4人	6人	19人

5 年目（令和 11 年度）		1 号認定 + 2 号認定（教育ニーズ）		2 号認定 （保育ニーズ）	3 号認定			
		1 号認定	うち 2 号 認定 （教育ニーズ）		0 歳	1 歳	2 歳	合計
① 量の見込み		8 人	2 人	71 人	7 人	23 人	23 人	53 人
確保 方 策	認定こども園（幼稚園型）	20 人		70 人	0 人	14 人	15 人	29 人
	認可保育所			71 人	7 人	13 人	14 人	34 人
	地域型保育事業				8 人	0 人	0 人	8 人
	② 合計	20 人		141 人	15 人	27 人	29 人	71 人
過不足（②-①）		10 人		70 人	8 人	4 人	6 人	18 人

（３）保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①3歳未満推計人数	94 人	89 人	100 人	100 人	101 人
②3歳未満量の見込み	48 人	44 人	52 人	52 人	53 人
③3歳未満利用定員数	71 人	71 人	71 人	71 人	71 人
④保育所等利用割合（②÷①）	51.1%	49.4%	52.0%	52.0%	52.5%
⑤保育利用率（③÷①）	75.5%	79.8%	71.0%	71.0%	70.3%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	地域福祉課で実施
確保方策の考え方	地域福祉課で実施

【基本型・特定型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
確保方策 【実施箇所数】	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

【こども家庭センター型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 【実施箇所数】	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	町内の放課後児童クラブ7か所で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	44人	43人	42人	35人	32人
	2年生	40人	39人	38人	32人	29人
	3年生	36人	35人	35人	29人	26人
	4年生	25人	24人	24人	25人	24人
	5年生	11人	10人	10人	10人	10人
	6年生	6人	5人	5人	6人	5人
	合 計	162人	156人	154人	137人	126人
確保方策	【年間実人数】	162人	156人	154人	137人	126人
	【実施箇所数】	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出
確保方策の考え方	ニーズがあった際は、委託先である児童養護施設で対応

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
確保方策	【年間延べ人数】	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	こども家庭センターにおいて、保健師・助産師による訪問で対応

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	29人	29人	30人	29人	30人
確保方策 【実施箇所及び対応】	保健師 助産師	保健師 助産師	保健師 助産師	保健師 助産師	保健師 助産師

(6) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	こども家庭センターにおいて、保健師、助産師による訪問で対応

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	5人	5人	5人	5人	5人
確保方策 【実施箇所及び対応】	保健師、助産師 による訪問 こども家庭センター	保健師、助産師 による訪問 こども家庭センター	保健師、助産師 による訪問 こども家庭センター	保健師、助産師 による訪問 こども家庭センター	保健師、助産師 による訪問 こども家庭センター

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（中種子町要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

量の見込み算出の考え方	中種子町要保護児童対策地域協議会の機能を活用
確保方策の考え方	中種子町要保護児童対策地域協議会の機能を活用

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 【実施箇所数】	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

（７）子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

（８）児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

（９）親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(10) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	子育て支援センター「おひさま」1か所で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【月間延べ人数】		43人日	41人日	46人日	46人日	47人日
確保方策	【月間延べ人数】	43人日	41人日	46人日	46人日	47人日
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(11) 一時預かり事業

① 幼稚園型

幼稚園等における在園児のうち、1号認定のこどもを対象とした一時預かり事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	認定こども園野間幼稚園で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		519人日	458人日	336人日	306人日	306人日
確保方策	【年間延べ人数】	519人日	458人日	336人日	306人日	306人日
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	中央保育所で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み 【年間延べ人数】	403 人日	369 人日	331 人日	315 人日	309 人日
確保方策	【年間延べ人数】	403 人日	369 人日	331 人日	315 人日	309 人日
	【実施箇所数】	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(12) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	公立種子島病院内の病後児保育施設ひだまりで実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	16 人日	15 人日	15 人日	14 人日	13 人日
確保方策 【年間延べ人数】	16 人日	15 人日	15 人日	14 人日	13 人日

(13) 子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(14) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	委託医療機関で実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	402 人日	414 人日	402 人日	414 人日	402 人日
確保方策 【実施箇所】	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産と子育てにかかる経済的負担軽減（経済的支援）と妊産婦及び乳幼児とその家族に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を一体的に行う事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の乳児家庭全戸訪問事業実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	地域福祉課で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み	妊娠届出数	29 人	29 人	30 人	29 人	30 人
	1 組当たり面談回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	面談等実施合計回数	87 回	87 回	90 回	87 回	90 回
確保方策 【面談等実施対応回数】		87 回	87 回	90 回	87 回	90 回

(16) 産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「日帰り型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	こども家庭センターにおいて実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	29人日	29人日	30人日	29人日	30人日
確保方策 【年間延べ人数】	29人日	29人日	30人日	29人日	30人日

(17) 乳児等通園支援事業

保育所等に通園していない子どもについて保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育園等において定期的な預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの育ちを応援するとともに、子育てに関するお悩みに対してアドバイスなどを行い、子どもの良質な成育環境を支援する事業です。
なお、令和8年度から本格実施の事業になります。

量の見込み算出の考え方	令和7年度以降の3号認定以外の0～2歳推計数から算出
確保方策の考え方	町内の認定こども園及び保育所で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
1歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
2歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

本町においては、需要と供給のバランスを考慮しつつ移行を検討します。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育所等への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

教育・保育施設等と小学校との円滑な接続を推進する観点から、こどもの育ちを小学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行のこどものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。また、広報紙や町ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督に当たっては、県と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

7 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、必要に応じて地域型保育事業等の整備を検討します。

8 放課後児童対策

本町においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、国の「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定）に基づき、放課後児童対策を推進してきました。

国においては、「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度までで終了し、引き続き令和6年度まで「放課後児童対策パッケージ」に基づき取組を推進しています。本町においても国の動向を踏まえながら、本町の実態に即した放課後児童健全育成事業に取り組めます。

（1）放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	44人	43人	42人	35人	32人
	2年生	40人	39人	38人	32人	29人
	3年生	36人	35人	35人	29人	26人
	4年生	25人	24人	24人	25人	24人
	5年生	11人	10人	10人	10人	10人
	6年生	6人	5人	5人	6人	5人
	合 計	162人	156人	154人	137人	126人
確保方策	【年間実人数】	162人	156人	154人	137人	126人
	【実施箇所数】	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

（2）特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修や、受入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

第7章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、一人一人の子どもが心身とも健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

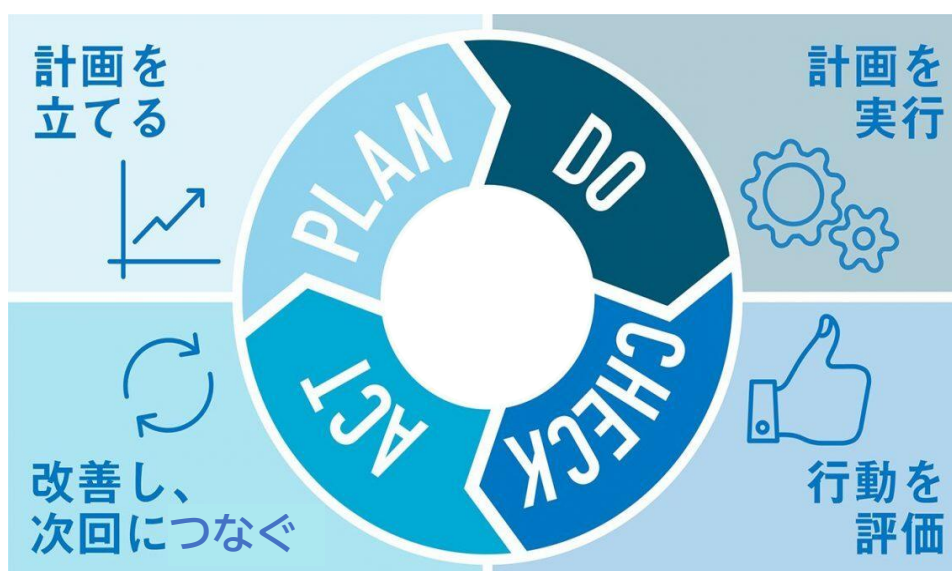
2 計画の進行管理

本計画の着実な実行のため、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

進捗を確認するに当たっては「中種子町子ども・子育て会議」で点検・評価を行うとともに、結果においては、町ホームページ等で公開する等、当事者である子どもや子育て世帯への情報提供に努めます。

本計画の内容については、住民ニーズや社会情勢、国における制度改正等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを図ります。

【PDCA サイクルに基づく進捗評価】



資料編

1 中種子町子ども・子育て会議条例

平成26年3月5日

条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として設置する中種子町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項各号に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第4条2項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書及び第4項を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第4条第2項及び前条第1項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、第4条第2項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 中種子町子ども・子育て会議委員名簿

番号	区分	団体等	役職等	氏名	備考
1	子どもの保護者	野間幼稚園 保護者代表	会長	西村 尚輝	
2		中央保育所 保護者代表	会長	野角 桂一郎	
3		特別支援学校PTA	会長	松山 香代	
4	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	中種子町こども会育成連絡協議会	会長	住岡 重寛	
5		中種子町PTA連絡協議会	会長	山浦 拓己	
6		野間幼稚園	園長	武 祥三	副会長
7		中央保育所	所長	横手 幸徳	
8		種子島中央くらし・しごとサポートセンター	相談支援員	元川 真一	
9		相談支援センターあかつき	所長	原崎 美紀子	
10		すまいるキッズ	管理者	田平 里美	
11		スクールソーシャルワーカー	教育委員		
12	地域において子どもの育成及び子育て支援活動に携わる者	民生委員協議会	主任児童委員	鳥居 聡子	
13			主任児童委員	山部 麻衣	
14	子ども子育て支援に関する学識経験者	中種子町校長会	会長	奈良 博一	
15		特別支援学校	校長	宮脇 義博	
16		中種子町教育委員会	教育長	鮫島 孝則	
17	関係行政機関	中種子町	副町長	阿世知 文秋	会長
18			地域福祉課長	浦口 吉平	
19			町民課長	徳永 和久	

事務局	地域福祉課 こども未来係長	川久保 照子	
	地域福祉課 こども未来係	河野 正樹	
	地域福祉課 こども未来係	田平 大輔	

3 用語解説

頁	用語	解説
2	参酌基準	各自治体が計画に定めるサービス見込量を算定するに当たって、「国が定める基本指針を十分参照しなければならない基準」のこと。
2	包摂（インクルージョン）	社会や組織があらゆる人々を受け入れ、差別や排除をなくし、全ての人が平等に参加できる状態を追求する考え方。
2	参酌標準	各自治体が地域の実情等に応じて実際のサービス見込量等を自らの判断で計画に定める際の参考とする数値。
2	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められることも・若者。
3	こども未来戦略	「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「全ての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指している。
3	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン	こども基本法の目的と理念に基づき、子どもの誕生前から幼児期までの育ちを通じて切れ目なく、子どもの心身の健やかな育ちを保障する観点で策定された。
3	こどもの居場所づくりに関する指針	こどもの居場所づくりに関する基本的な視点などについて、国としての考え方を整理して示したもの。「こども家庭審議会」、「こどもの居場所部会」の議論や当事者の意見聴取などを経て策定された。
8	合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。
55	スクールカウンセラー	児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を果たす者。
62	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に幸せな状態。
70	アイデンティティ	自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。
71	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。
75	捕捉率	制度の対象となる人の中で、実際にその制度から受給している人がどれくらいいるかを表す数値。

頁	用語	解説
76	SOSの出し方に関する教育	「こどもが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育。
73	スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る者。
76	情報リテラシー	様々な情報を、適切に活用できる基礎能力のこと。
76	フィルタリング	青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。
76	ペアレンタルコントロール	子どもが持つスマホやパソコンの利用方法を、保護者が管理する機能。
84	コーホート変化率法	同年または同期間のそれぞれの集団（「コーホート」という。）について、過去における実績人口の動態から求められる「変化率」に基づき、将来人口を推計する方法。

第 3 期 中 種 子 町
子 ども ・ 子 育 て 支 援 事 業 計 画

令和7年3月

発行・編集

中種子町 地域福祉課

〒891-3692 鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地
T E L 0997-27-1111 F A X 0997-27-3591
